

事 務 連 絡

平成 3 1 年 4 月 3 日

各部課長 様

市民政策部長 仁科 芳昭

平成 32（2020）年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項等の提出について（依頼）

このことにつきまして、例年、本市重要施策等の要望事項に関して、県知事をはじめ、関係機関等へ要望書を提出し、要望内容の実現のため、国や県、関係機関で取り組みを進めていただいているところです。

つきましては、平成 32（2020）年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の取りまとめを行いますので、下記により提出いただきますようよろしくお願いします。

記

1. 提 出 物 ①平成 31 年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の実現状況
 ②平成 32（2020）年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項
 ③部内優先順位表
 ※重点要望項目は、要望当日に知事と懇談するテーマになりますが、懇談時間が限られていることから、各部 1～2 個で選定をお願いします。
2. 作成方法 別添「作成要領」を参照（※必ずご確認ください）
3. 提出期限 平成 31 年 4 月 24 日（水）
4. 提出方法 元気創造政策課までメールで提出してください。

【担当】

市民政策部 元気創造政策課 ○○

TEL：551-1808 内線：3540

国・県予算ならびに施策に対する要望 作成要領

平成 31 年 4 月 3 日

(1) 平成 31 年度 国・県予算ならびに施策に対する要望内容の実現状況

昨年度に実施した要望活動の実現状況（制度化や予算措置状況など）を把握し、今年度の要望内容に適切に反映することで、効果的な要望活動と要望事項の実現を目指します。

1、様式記入にかかる留意事項

○要望内容の実現状況

昨年度の要望に対する国・県の対応状況や見解等を簡潔に記載してください。

○継続要望の判断

昨年度提出した要望事項は、次ページの判断基準（図 1）を基に、継続して要望すべきか判断してください。「継続」とした要望は、3 ページの要領で要望事項を作成してください。

○備考欄

公開できない補足説明、国・県の見解等は備考欄に記載してください。（備考欄は非公開）

※後日市ホームページ等で公表することを前提としますので、市民にわかりやすい内容となるよう留意してください。

2、県の要望活動との整合

本市の要望事項について、県から国へ提案・要望等が行われている場合もあります。下記を参考にいただき、該当する案件は記載する内容と整合を図ってください。

①平成 31 年度に向けた政府への政策提案・要望について（滋賀県）

→【滋賀県ホームページ】

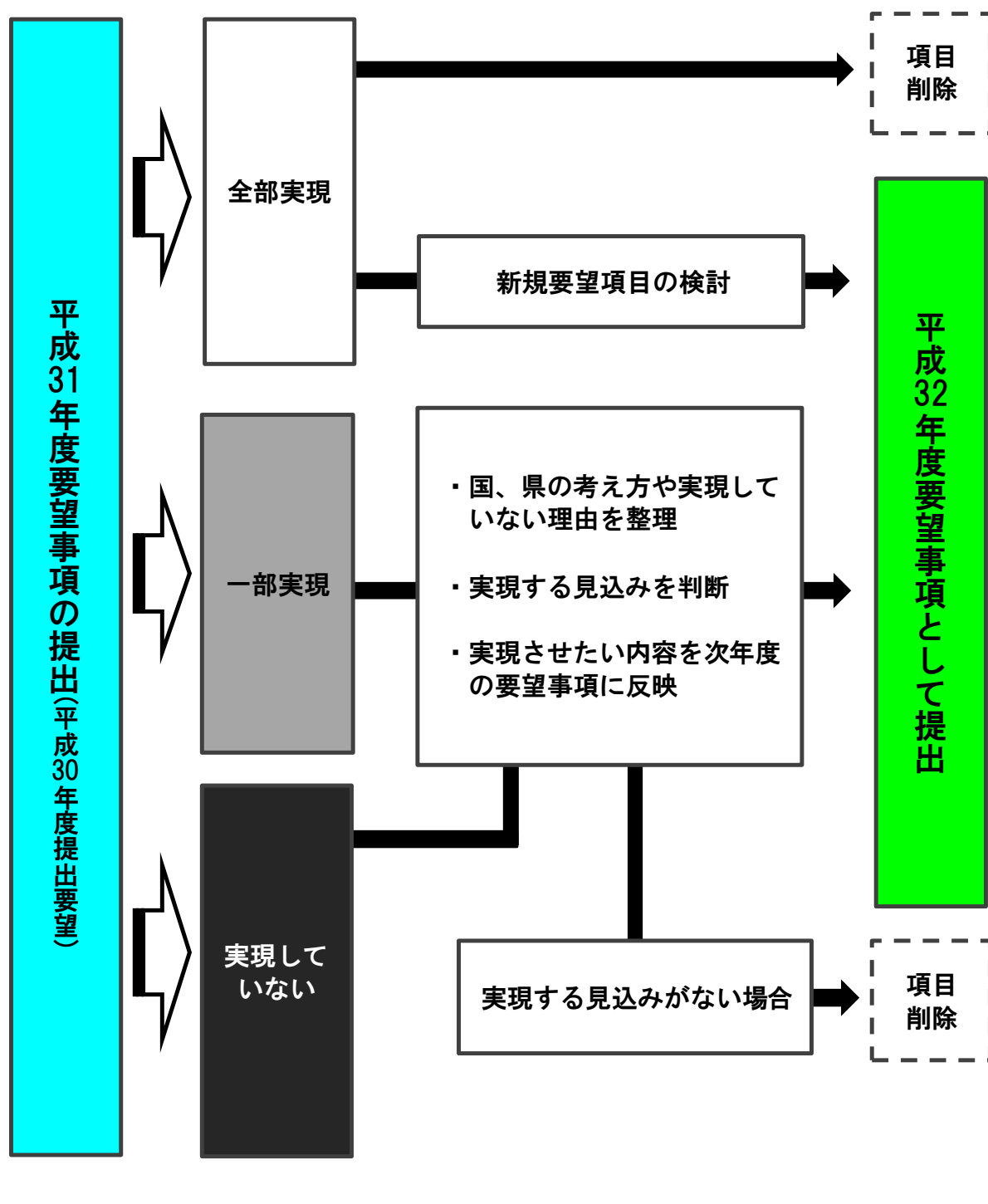
<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/seisakuteian/h29spring/201705seisakuteian.html>

②平成 31 年度に向けた国の施策および予算に関する提案・要望について（滋賀県）

→【滋賀県ホームページ】

<http://www.pref.shiga.lg.jp/a/kikaku/seisakuteian/h29spring/201711seisakuteian.html>

図一1 継続要望提出の判断基準



(2) 平成 32 (2020) 年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項

今回照会する要望事項は、本市における課題解決のために、国・県に対して平成 32 (2020) 年度に向けた予算の確保や補助制度の拡充・創設等の施策を打っていただかなければならない事項です。

以下の点を考慮して作成してください。

1、平成 32 (2020) 年度に向けて要望する必要がある事項であること

○要望事項は次に該当することとします。

- (1) 本市の施策を遂行する上で要望する必要がある事項
- (2) 国・県において、平成 32 (2020) 年度に予算の確保、補助制度の拡充・創設、事業の促進等が必要な事項
- (3) 実現の可能性のある事項

※国に対する要望には、県を通じて国へ要望してもらいたい事項を含みます。

2、継続要望について見直すこと

昨年度提出した要望事項は、継続して要望すべきか判断し、積極的な見直し(削除・修正)を行ってください。

また、事業としてピークを過ぎ収束に向かっている事項、要望を重ねても実現する見込みがない事項などは除外するとともに、視点を変えて新規要望とすることなどを検討してください。

3、様式記入にかかる留意事項

○現状と課題

要望する背景や理由について、本市における現状や課題とともに簡潔に記載してください。

○要望内容

国・県に対して実現を求める内容を記載してください。継続要望においては、例年通りの内容とするのではなく、市が国・県に求めることをできる限り具体的に示してください。

○図面、写真等

要望内容や要望箇所が視覚的にわかりやすくなるよう、位置図、図面、グラフ、写真等を添付してください。

※本市が所属する各種協議会や期成同盟会等の要望活動において、「栗東市」としての要望事項が含まれる場合は、本件との整合を図ってください。

※後日市ホームページ等で公表することを前提としますので、市民にわかりやすい内容となるよう留意してください。

(3) 部内優先順位表（重点要望の選定）

本市に関わる重要な事項のうち、緊急性・実現性・具体性が高く、次年度に国・県予算へ反映されるべきものであり、特に重点的に要望しなければならない事項を「重点要望」と位置づけ、国・県への要望する際には、特に強く実現を求めます。

各部所管の要望事項に優先順位を付け、以下の基準により重点要望を選定してください。

○重点要望の選定基準

- ・優先順位の上位にあり、緊急性・実現性・具体性が高く、本市として特に重点的に要望しなければならない事項であること。
- ・次年度に実現すること、又は実現しないことで、本市の行財政運営に大きな影響を及ぼすプロジェクトや事業であること。

平成31年度 国・県予算ならびに施策に対する要望事項の実現状況

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄（非公開） ※備考欄は非公開で	市担当部
			国・県					
1	災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて	被災者生活再建支援制度の適用範囲について、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての被災区域が法に基づく支援の対象となるよう基準を見直すなど、被災者生活再建支援法に基づく支援制度における適用要件の緩和や拡大等の充実について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		市民部 （危機管理課）
2	新駅問題の早期解決について	1. 主体的な取り組みについて 知事から市長に出された平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」の文書内容の確実な履行により、後継プランの早期完遂を目指し、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会及び検討ワーキング、県市定例会議において、市と共に考え、提案し、引き続き積極的な姿勢とスピード感をもって、主体的に取り組まれるよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	新駅問題の早期解決について	2. 県職員の専従配置について 地権者をはじめとする関係者の意向把握や県・市の連携した動きは継続して必要となることから、新幹線新駅中止に係る諸課題の全てが解決されるまでは、専従配置の継続により滋賀県の責任を果たされ、市と共に事業推進に取り組まれるよう、継続した専従について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	新駅問題の早期解決について	3. 財政的負担について 県から市への財政上の対応について、平成21年3月27日に締結した基本合意書、平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」及び平成29年3月21日の変更覚書に基づき、今後も後継プランの事業完遂に向け、誠意ある支援を確実に行うよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	新駅問題の早期解決について	4. 旧市土地開発公社用地に係る問題の解決について 後継プランの具現化を進める中で、新幹線新駅中止及び土地区画整理事業の廃止により、事業目的を失った旧市土地開発公社所有地については、活用や事業化あるいは処分について円滑に進められるよう、具体的な支援に特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
3	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	1. 地域のまちづくりについて 地元及び地権者は新駅中止、新都心土地区画整理事業廃止により、後継プランの早期実現を望まれています。平成24年度には地区担当を配置し、情報発信や企業からの進出相談などに対応し、立地は進んでおりますが、地権者にはまだまだ不満が残っています。早期対応は、後継プランの全地権者対象説明会時に、知事自ら約束した内容です。よって、政策変更に対応する責任の重要性に鑑み、後継プランの早期実現に向けた主体的な対応姿勢について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	2. 基盤整備について 後継プランに係る基盤整備について、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け整備を進めています。が、要望額に対し内示額が下回ると早期完了することが困難になるおそれがあります。ついては、事業促進が円滑に図れるように国費補助にかかる予算確保等の総合的な支援について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （道路・河川課）
	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	3. 関連する県事業について 後継プランに明記した各種事業の確実な実施、並びにその効果を最大限に活かしていくため、関連する県事業（中ノ井川ショートカット事業、主要地方道栗東志那中線、県道片岡栗東線）の着実な実施をいただくよう、引き続き特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	新駅問題(後継プラン)の取り組みについて	4. 企業立地促進施策について 単に既存の制度の活用だけではなく、「環境立県滋賀」として県独自の施策の創設や新駅問題特定プロジェクト対策室をワンストップとした商労働局等との連携を密にし、企業誘致推進室職員を兼務されていることを有効に生かし積極的な対応をいただくよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について	本市においては、財政の健全化に向けた行財政の諸改革に取り組んでいますが、厳しい財政状況がまだまだ続いています。このことから、低利かつ安定的な資金貸付をいただける市町振興資金貸付制度を、今後も維持・継続いただき、本市の財政健全化に向けた取り組みや地域の政策課題への対応について、積極的な財政支援を講じていただけるよう、引き続き特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		市民政策部 （財政課）
5	地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について	地方消費税交付金の交付税算入額と実決算額に大きな乖離が生じた場合への対応として、地方財政の安定的な運営の観点から、法人市民税のように、算入額の乖離を補うような減収補てん債の発行を可能としたり、翌年度の交付税算定における精算方式を導入するなどの制度を創設していただけるよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		市民政策部 （財政課）

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄（非公開） ※備考欄は非公開で	市担当部
			国・県					
6	地方創生の深度化に向けた取り組みの推進について	地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、より一層の自由度の向上と柔軟な制度運用をいただけるよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		市民政策部 （元気創造政策課）
7	「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象拡大について	公共施設等の適正管理について、災害時にも活用される公用施設である市役所庁舎についても、「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業）の対象としていただきたく、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		市民政策部 （元気創造政策課）
8	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について	地下水汚染拡散の防止並びに市民の安全安心を確保するため、R D 最終処分場の二次対策工事については、地元住民・市との連携、情報共有を図りながら、年次計画どおり円滑かつ確実に進め、工事実施に伴う不測の事態には的確に対処するなど、周辺住民の方々が早期に安心して暮らせるよう、特段の配慮をお願いします。 また、最終処分場跡地利用についても地元住民の意見が反映され、工事完了後速やかに有効に活用されるよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		環境経済部 （環境政策課）
9	獣被害防止対策と交付金事業の充実について	西部・南部地域の4市で広域的地域協議会を設立し、有害獣の生息場所や移動等の情報共有に努めるとともに、技術交流による先進的な捕獲・防護設備の整備を実施してきましたが、市域をまたがる被害については、県主体による対策を講じるなど特段の配慮をお願いします。 また、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」の継続的な予算確保と更なる予算の充実について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		環境経済部 （農林課）
10	民間事業者の地域材利用建築物に対する支援について	公共建築物等の整備に活用可能な補助事業・制度として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援がありますが、地域材利用による商業施設などの木造化や内装木質化に取り組む民間事業者に対しても支援の対象となる補助事業・制度の整備について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		環境経済部 （農林課）
11	守山栗東雨水幹線の事業促進について	出庭工区管渠工事について、地元自治会をはじめとし関係機関との十分な協議、調整を図るなかで、全線を早期に完了いただくよう特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （上下水道課）
12	国民健康保険税(料)の全県統一等について	県内国保被保険者の保険料(税)負担と給付の公平化のため、保険料水準の統一においては引き続き年次目標を定めて取り組んでいただくとともに、改革による保険者の負担が最小となるよう、激変緩和措置を継続していただきますよう特段の配慮をお願いします。あわせて事務の効率的な運営、保健事業実施に対しては、健康長寿を目指し、県が主体的に働きかけを行っていただきますよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		福祉部 （保険年金課）
13	強度行動障がい者の処遇改善について	強度行動障がい者が、日中支援事業所において安心して、安定したサービスが受けられるよう「強度行動障害者通所特別支援事業」においては、期間の限定なく継続した支援が受けられるよう見直しをしていただき、補助制度の充実について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		福祉部 （障がい福祉課）
14	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について	市町地域生活支援事業にかかる充分な財源確保ができるように、実施事業費に見合う補助基準額を設定いただくとともに、補助金の増額について特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		福祉部 （障がい福祉課）
15	子ども福祉医療費助成の国または県での統一について	小中学生の医療費助成に対しては、県内市町間での格差をなくし市町の少子化の度合いや財政力によらず、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、また子どもに対する医療を将来にわたって安定的に保障し子育てを支援する施策として、国または県の制度として統一していただきますよう特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		福祉部 （保険年金課）
16	保育士の人材確保について	若い世代が安心して出産し、子育てをできる環境を整えるためにも、待機児童の解消は、最重要課題であると考えます。 については、保育士確保のため、保育士養成学校への支援拡充と共に県内での就職斡旋や滋賀県保育士・保育所支援センター事業の更なる充実と体制の強化を図り、必要な保育士の確保について、特段の配慮をお願いします。 また、質の高い保育人材の安定的な確保を図るため、処遇改善等就労継続支援施策の実施について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		子ども・健康部 （幼児課）

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄（非公開） ※備考欄は非公開で	市担当部
			国・県					
17	一級河川の改良事業等促進について	1. 金勝川広域基幹河川改修事業の促進 県道六地藏草津線バイパス交差点上流部までの平地化事業の早期整備完了と、計画全線での整備完了に向けた着実な事業促進について、特段の配慮をお願いします。 また、護岸の老朽化も激しく、全線での点検と必要な補強対策等の確実な実施について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	一級河川の改良事業等促進について	2. 葉山川広域基幹河川改修事業の促進 県道六地藏草津線下流で予定する平成31年度のセカンドタッチの確実な実施に加え県道上流部区間の早期工事着手に向けた取り組みについて、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	一級河川の改良事業等促進について	3. 中ノ井川ショートカット事業の促進 野尻地先から大橋地先までの上流計画区間について、事業区間毎の計画年次を示す中での計画的で着実な事業実施と併せ、蜂屋・大橋地先での浸水被害軽減対策として実施頂いている暫定放水路整備について、計画的且つ着実な事業促進による、一日も早い全線の整備完了が図れるよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
18	野洲川改修事業の促進等について	野洲川左岸、栗東市林地先～伊勢落地先での早急な護岸整備及び河川整備計画の見直しを含めた河川改修整備と、維持管理について、流水の阻害となる樹木の撤去や堆積土砂の浚渫等、特段の配慮をお願いします。 野洲川運動公園については、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、管理している点を考慮いただき、恒久的な占用及び整備が可能となるよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
19	野洲川高水敷の管理用道路の整備と弾力的な運用について	当該管理用道路について連続的な利用が可能となるよう、既存の管理用道路を活用した整備と管理ならびに弾力的な運用について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		市民政策部 （元気創造政策課）
20	国道バイパスに関する事業促進について	① 栗東水口道路（国道1号バイパス）の整備促進 栗東水口道路（国道1号バイパス）の暫定供用後の通過交通対策の検証と十分な対応について、特段の配慮をお願いします。 また、抜本的な通過交通対策のためには、残る県道川辺御園線までの区間（国施工、0.9 ^{※a} ）と山手幹線（県施工、3 ^{※a} ）の早期全線同時供用が必要であり、県と連携した整備促進について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	国道バイパスに関する事業促進について	② 野洲栗東バイパス（国道8号バイパス）の整備促進 全区間の事業促進のため、分断する生活道路・通学路等の復旧対策や地域の環境対策への配慮等、十分な検討をお願いするとともに、用地買収の促進と優先区間とする栗東第二インターチェンジから県道片岡栗東線間の整備促進について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
21	国道等(1号・8号栗東第二IC)の合流箇所における歩道整備について	近隣にはJR手原駅及び第三次医療機関である済生会滋賀県病院があり、駅及び病院利用者や沿線住民の地域間の往来等が安全に通行できるよう、国道等の合流箇所における歩道ネットワークの整備と国道1号・8号横断施設の設置及び国道1号横断施設の改善に向け、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
22	県施行による都市計画道路等の事業促進について	① 県道片岡栗東線（守山市～国道8号）の現道拡幅整備 国道8号バイパス及び後継プランとの連携した整備促進について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	県施行による都市計画道路等の事業促進について	② 山手幹線（国道1号バイパス先線、上砥山～草津市馬場町）の整備 国道1号バイパスの先線として必要不可欠な主要幹線道路であり、国道1号栗東水口道路Ⅰ（Ⅱ期区間）と山手幹線（主要地方道大津能登川長浜線）が連続して供用の開始が図れるよう、着実な事業促進について特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	県施行による都市計画道路等の事業促進について	③ 主要地方道栗東信楽線（野洲川幹線）の事業促進 当該道路は幅員が狭く見通しが悪いことから事故が多発している事に加え、国道1号バイパスの開通等に伴う道路ネットワーク整備の観点から、早期整備について特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄（非公開） ※備考欄は非公開で	市担当部
			国・県					
	県施行による都市計画道路等の事業促進について	④ 都市計画道路下笠下砥山線（県道川辺御園線等）の整備 広域的な道路ネットワーク整備の観点から、滋賀県道路整備アクションプログラム２０１８に事業化検討路線として位置付けていただきました。引き続き、国道１号から栗東水口道路Ⅰ・山手幹線までの区間、約３．３ｋｍの県事業による事業化及び整備促進について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
	県施行による都市計画道路等の事業促進について	⑤ 県道六地藏草津線（岡～川辺）のバイパス整備の促進 主要地方道大津能登川長浜線や金勝川平地化事業との連携により、全線開通の早期整備について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
23	県道栗東信楽線の改修整備の計画について	主要地方道栗東信楽線の接続計画の早期決定 地域住民の生活道路として、更には地域間交流や物流を支える幹線道路として重要な役割を持つ当該路線について、施工中の付替県道大津信楽線事業と合わせた交差点接続が図れるように整備計画の早期決定と事業着手に向けた取り組みについて、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （国・県事業対策課）
24	道路事業費の確保について	道路整備については、市街地の安全性を高める道路網づくり、地域活力創生のまちづくり、安心・安全に暮らせるまちづくりに資するため、適切な事業費の確保について、引き続き、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （道路・河川課）
25	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について	土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に居住されている市民の暮らしに安心なまちづくりによる砂防事業の強力かつ着実な推進のため、急傾斜地崩壊対策事業における採択基準等の要件緩和について特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （土木交通課）
26	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて	県コミュニティバス運行対策費補助金制度における前年度補助金実績を上限とする規定について、利用者拡大や収支率改善など、一定条件下に於ける弾力的な運用又は関係条項の見直し及び利用者拡大を図るため、快適なバス待ち環境の整備等に対する新たな補助金制度の創設及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助係数や基礎定額の拡充に特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （土木交通課）
27	JR在来線(琵琶湖線・草津線)の整備について	１．草津線複線化について 本市をはじめとする湖南省、甲賀市など草津線沿線の自治体においては、まちづくり進展のため草津線複線化に向けた事業の推進が不可欠であり、また、観光資源として活用可能なSHINOBI-TRAINを運行ダイヤに含めることにより、乗車を目的とした観光客の誘因が草津線の利用者増につながることから、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （土木交通課）
	JR在来線(琵琶湖線・草津線)の整備について	２．琵琶湖線栗東駅の発着列車の増発並びに琵琶湖線複々線化について 琵琶湖線栗東駅周辺は都市居住拠点として、また隣接する環境・産業拠点の誘導とも相まって、都市機能の集積及び利便性高い都市構造を目指しています。このことにより、人口増加や経済活動の進展施策を以って更なる鉄道利用者増を見込んでおり、朝の通勤・通学の時間帯に限り野洲駅始発の新快速電車の停車及びダイヤの見直しによる草津駅での緩急接続による対応について、特段の配慮をお願いします。 また、湖南地区において今後も人口増加が見込まれる中で、利用者の利便性向上のため輸送力の強化が不可欠となることから、琵琶湖線複々線化実現に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （土木交通課）
28	住宅事業費の確保について	公営住宅等の長寿命化対策については、市営住宅等の入居者の安全・安心な暮らしを支えるとともに、生活困窮者等の住宅セーフティネットを提供するうえで必要性の高い施策となりますので、適切な事業費の確保について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		建設部 （住宅課）
29	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について	小学校児童の健康管理を見守り、安全で安心な学校施設の環境の中で、学力を学び、豊かで健やかな体を育む子どもたちの育ちを支えていくため、平成３１年度以降におきましても、喫緊の課題として下記の小学校での工事を予定しております。 安全・安心な学校運営を行うため、平成３１年度の学校施設環境改善交付金事業における、事業申請額満額での採択について、特段の配慮をお願いします。 交付金事業（治田東小学校大規模改造工事等）	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		教育部 （教育総務課）

No.	要望事項	要望内容	要望先	要望内容 実現の区分	国・県による要望内容の実現状況	継続要望 の判断	備考欄（非公開） ※備考欄は非公開で	市担当部
			国・県					
30	特別支援教育加配教員の配置について	平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」に規定されている「小中学校において、学習障がい(LD)・注意欠陥多動性障がい(ADHD)等を含む障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う」ために、特別支援教育加配教員について、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		教育部 (学校教育課)
31	特別支援学級の編制基準の引き下げについて	小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準は現在8人となっていますが、障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善に特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		教育部 (学校教育課)
32	小中学校教職員定数の見直しについて	学級編成の標準で1学級の児童生徒数を35人として、教職員定数を定めるよう特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		教育部 (学校教育課)
33	小中学校教職員の再任用制度の見直しについて	小中学校教職員の再任用制度について、その選考方法と配置方法についての見直しをしていただきますよう特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		教育部 (学校教育課)
34	警察活動推進体制の整備について	市民の安全安心確保のため、その役割を担っている警察活動に対する期待が大きいことから、草津警察署の移転計画など湖南地域の状況を考慮いただき、市民の安全・安心の確保と地域に密着した警察活動の向上を図るため、交番勤務の警察官の増員や警部交番をはじめとする新たな交番設置など交番機能充実による市内における警察活動の強化について、特段の配慮をお願いします。 また、草津署移転事業については、市民から高い関心が寄せられていることから、事業の進捗状況について、積極的な情報開示をしていただきますよう、特段の配慮をお願いします。	国・県	全部実現 ・ 一部実現 ・ 実現せず		継続 ・ 取り下げ		市民政策部 (危機管理課)

(様式3)

新規事項または継続事項について、記入ください。

区分：新規・継続

平成32(2020)年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項

担当部・課

要望事項：

〔現状と課題〕（背景・要望する理由など）

〔要望内容〕

〔図面・写真等〕

（位置図、図面、写真等を活用し、理解しやすいように作成してください。）

要望先の国、県の所管を記載してください。

【要望先】 省 局（部） 課
滋賀県 部 課

平成 32（2020）年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項

担当部・課 ○○○部・○○○課

要望事項： 地方創生の深度化に向けた取り組みの推進について

〔現状と課題〕（背景・要望する理由など）

本市の人口は、2045年までは緩やかに増加していくものの、年少人口（0歳～14歳）は2010年をピークに、また、生産年齢人口（15歳～64歳）は2030年をピークに減少に転じ、一方、老年人口（65歳以上）は2045年まで一貫して増加を続け全体人口に対し23.9%を占めると推計しており、急激な高齢化の進行が社会経済の構造を変化させ、地域活力を低下させる重要な課題となっています。

人口減少・超高齢化という喫緊の課題に対応するため、本市におきましても「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に栗東市人口ビジョンならびに栗東市総合戦略を策定し、人口減少や地域経済の縮小の克服をはじめとする地方創生の取り組みを推進しているところです。

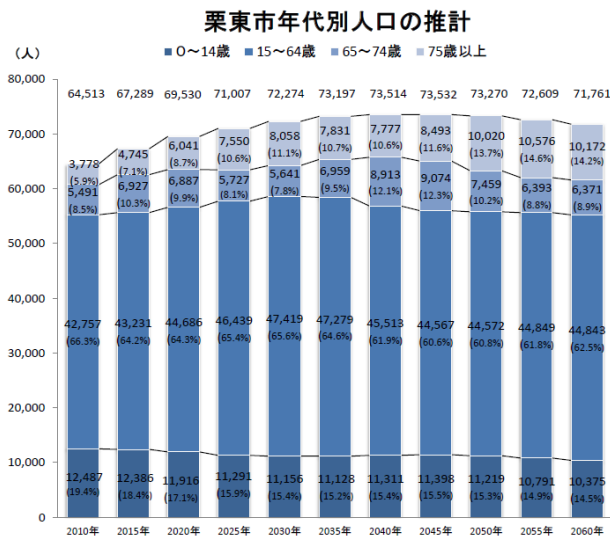
国では、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2017改訂版）を策定され、地方創生の更なる深度化のため地域の実情に応じた自主的・主体的な地方創生への取り組みができるよう、様々の新たな政策を実行していくものとされていますが、即効性のある施策と効果が緩やかに表れる施策とがあり、中長期的な取り組みを行うことが必要であると考えられます。

また、地域によって人口動態の自然減・社会減の影響度は異なり、地方自治体の地方創生に向けた自主的な取り組みを効率的、効果的に推進するためには、地域の主体的かつ弾力的な取り組みを継続して行う必要があります。今後、更に自由度の高い柔軟性のある制度であることが必要です。

〔要望内容〕

地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、より一層の自由度の向上と柔軟な制度運用をいただけるよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



【要望先】 ○○○○省 □□□□局 △△△△課

滋賀県○○○○部 △△△△課

平成32(2020)年度 国・県要望に係る部内優先順位表



部

※ 部内の提案内容の優先順位を教えてください。
 ※ 重点要望に該当するものには○印を重点要望欄に記入してください

担当課	部内 優先順位	要望事項名	重点要望
〇〇 課	1		○
◆◆ 課	2		
	3		
	4		
	5		
	6		
	7		
	8		
	9		
	10		

平成 31 年 4 月 3 日
総合調整会議資料

平成 32（2020）年度 国・県予算ならびに 施策に対する要望

実施要領

平成 31 年 4 月

1. 趣旨・目的・定義

(1) 趣旨

本要領は、本市が抱える諸課題に対し、新年度の国・県予算ならびに施策に対する要望（以下、「国県要望」という。）に係る事務を効率的、効果的に進め、要望事項の実現を図るため定めるものです。

(2) 目的

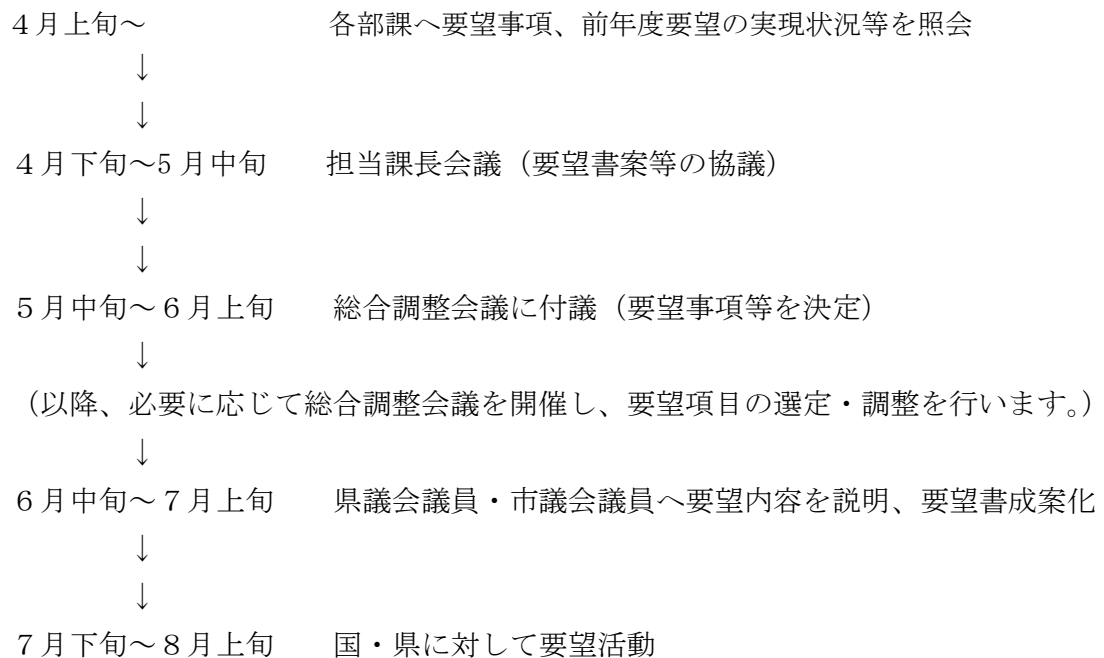
国県要望は、本市の市民生活における公共の福祉の増進やまちづくりの発展に寄与することを目的に実施するものであり、要望事項の達成を通じて、国・県における予算の確保や制度拡充等を目指すものです。

(3) 定義

予算に関する要望 : 要望活動を通じて国・県等の予算確保を目指すもの

施策に関する要望 : 要望活動を通じて国・県等の法律や制度拡充等を求めるもの

2. 国県要望のスケジュール



3. 事務フロー

国県要望実施に向けては、次の事務フローにより事務手続きを進めます。

日 程	栗東市	県	市長会要望	
			県市長会	近畿市長会
1 月				要望事項 提出
4 月上旬～	総合調整会議【報告】 ・国県要望の進め方の確認 各部課へ照会 ・要望事項、前年度要望の実現状況 等			
4 月下旬～ 5 月中旬	担当課長会議【協議】 ・要望書（案）等の内容協議・確認	要望活動の 日程調整		
5 月中旬～ 6 月上旬	総合調整会議【審議】 ・要望事項・重点要望の決定 ・前年度分実現状況の内容確認			
6 月中旬～ 7 月上旬	議会への説明と意見交換 要望書成案化			↓
7 月下旬～ 8 月上旬	国・県へ要望活動		要望事項 提出	時点修正
8 月中旬～	要望書等を市HPへ掲載		↓	
10 月		県へ要望活動		

（１）各部課への照会

○国県要望の要望事項等を各部課に照会します。 …別紙「作成要領」参照

（２）担当課長会議

○要望書（案）の作成

- ・総合調整会議で審議する要望書（案）の作成に向け、要望事項を提出いただいた担当課長と内容を協議します。

○過年度要望事項の実現状況の確認

- ・要望事項の実現状況を調査・把握するなかで、要望継続の適否を判断します。

（３）要望書（案）の決定・重点要望の選定 …総合調整会議にて（審議事項）

- ・担当課長会議を経て作成した要望書（案）を、総合調整会議で審議し、決定します。
- ・重点要望の決定基準に従い、要望事項から重点要望・一般要望の区分を審議し、決定します。
- ・過年度分の要望活動の実現状況についても、総合調整会議で情報を共有します。

＜重点要望の扱い＞

- ・各部において所管する要望事項から重点要望を選定する。
- ・総合調整会議で要望項目の精査を含め、重点要望を決定する。
- ・重点要望は、本市から各市長会等へ提出する要望事項の候補とするほか、その中でも県に対して特に強く要望する項目については、要望活動当日に市長から県知事へ直接説明・要望を行います。

（４）議会との連携

国県要望の作成にあたっては、政策・施策の実現に向け議会と連携して進めていくことを目的とし、議会議員（県・市）への説明や意見聴取を行い、要望書の成案化を図ります。

（５）要望活動の体制

要望活動当日は、要望書（原本）を紙ベースで提出します。また、要望書提出時の出席者と説明者は次のとおりとします。

○要望書提出時の出席者と説明者

県知事	→市長、副市長、教育長、市民政策部長
県副知事	→市長、副市長、教育長、市民政策部長
県教育長	→市長、副市長、教育長、市民政策部長
県所管部長	→市長、副市長、市民政策部長
県警察本部長	→市長、副市長、市民政策部長
その他機関（国）	→市長、副市長、市民政策部長、担当部長

平成31年度国・県予算ならびに施策に対する要望事項一覧

No	要 望 事 項	新規	継続	市の重点要望項目			県に対する市長会要望項目			近畿市長会				栗東市担当部
				H29	H30	H31	H29	H30	H31	H29	H30	H31	H32	
1	災害被災者の生活再建支援にかかる制度の拡充等見直しについて		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					市民政策部
2	新駅問題の早期解決について		○	◎	◎	◎								建設部
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて		○	◎	◎	◎								建設部
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について		○											市民政策部
5	地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について		○		◎			◎	◎					市民政策部
6	地方創生の深度化に向けた実効性ある制度の充実について		○	◎			◎							市民政策部
7	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について		○	◎	◎	◎								環境経済部
8	獣被害防止対策と交付金事業の充実について		○											環境経済部
9	守山栗東雨水幹線の事業促進について		○											上下水道事業所
10	国民健康保険税（料）の全県統一等について		○	◎			◎							福祉部
11	強度行動障がい者の処遇改善について		○											福祉部
12	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について		○											福祉部
13	一級河川の改良事業等促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
14	野洲川改修事業の促進等について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
15	野洲川高水敷の管理用道路の整備と弾力的な運用について		○											市民政策部
16	国道バイパスに関する事業促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
17	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について		○											建設部
18	県施行による都市計画道路等の事業促進について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
19	県道栗東信楽線の改修整備の計画について		○	◎	◎	◎								建設部
20	道路事業費の確保について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					建設部
21	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎	◎				建設部
22	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて		○											建設部
23	J R在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について		○	◎	◎	◎								建設部
24	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について		○	◎	◎	◎								教育部
25	特別支援教育加配教員の配置について		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎					教育部
26	特別支援学級の編制基準の引き下げについて		○	◎	◎	◎	◎	◎	◎		◎	◎	◎	教育部
27	警察活動推進体制の整備について		○											市民政策部
28	「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業）の対象拡大について	○				◎			◎					市民政策部
29	小中学校教職員定数の見直しについて	○				◎								教育部
30	小中学校教職員の再任用制度の見直しについて	○				◎								教育部
31	民間事業体の地域材利用建築物に対する支援について	○				◎								環境経済部
32	住宅事業費の確保について	○				◎								建設部
33	子ども福祉医療費助成の国または県での統一について	○												福祉部
34	保育士の人材確保について	○				◎								子ども・健康部

※市の重点要望項目については、◎印が重点項目、空欄は一般項目となります。

平成 31 年度 予算ならびに施策に 対する要望事項 (滋賀県)



【九品の滝】



平成 30 年 8 月

— 目次（滋賀県） —

No	要 望 事 項		区分	県所管	頁
1	災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて	【重点要望】	（継続）	総合政策部 （防災危機管理局）	1
2	新駅問題の早期解決について	【重点要望】	（継続）	総合政策部	2
3	新駅問題（後継プラン）の取り組みについて	【重点要望】	（継続）	総合政策部、琵琶湖環境部 商工観光労働部、土木交通部	4
4	滋賀県市町振興資金による財政支援について		（継続）	総務部	6
5	地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について	【重点要望】	（継続）	総務部	7
6	地方創生の深度化に向けた取り組みの推進について		（継続）	総務部	8
7	「公共施設等適正管理推進事業債」（長寿命化事業）の対象拡大について	【重点要望】	（新規）	総務部	10
8	産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について	【重点要望】	（継続）	琵琶湖環境部	11
9	獣被害防止対策と交付金事業の充実について		（継続）	琵琶湖環境部	12
10	民間事業体の地域材利用建築物に対する支援について	【重点要望】	（新規）	琵琶湖環境部	13
11	守山栗東雨水幹線の事業促進について		（継続）	琵琶湖環境部	14
12	国民健康保険税（料）の全県統一等について		（継続）	健康医療福祉部	15
13	強度行動障がい者の処遇改善について		（継続）	健康医療福祉部	16
14	地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について		（継続）	健康医療福祉部	17
15	子ども福祉医療費助成の国または県での統一について		（新規）	健康医療福祉部	18
16	保育士の人材確保について	【重点要望】	（新規）	健康医療福祉部	19
17	一級河川の改良事業等促進について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	20
18	野洲川改修事業の促進等について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	22
19	野洲川高水敷の管理用道路の整備と弾力的な運用について		（継続）	土木交通部	23
20	国道バイパスに関する事業促進について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	24
21	国道等（1号・8号、栗東第二IC）の合流箇所における歩道整備について		（継続）	土木交通部	25
22	県施行による都市計画道路等の事業促進について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	26
23	県道栗東信楽線の改修整備の計画について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	28
24	道路事業費の確保について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	30
25	急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	32
26	コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて		（継続）	土木交通部	34
27	J R在来線（琵琶湖線・草津線）の整備について	【重点要望】	（継続）	土木交通部	35
28	住宅事業費の確保について	【重点要望】	（新規）	土木交通部	36
29	公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について	【重点要望】	（継続）	教育委員会事務局	37
30	特別支援教育加配教員の配置について	【重点要望】	（継続）	教育委員会事務局	38
31	特別支援学級の編制基準の引き下げについて	【重点要望】	（継続）	教育委員会事務局	39
32	小中学校教職員定数の見直しについて	【重点要望】	（新規）	教育委員会事務局	40
33	小中学校教職員の再任用制度の見直しについて	【重点要望】	（新規）	教育委員会事務局	41
34	警察活動推進体制の整備について		（継続）	警察本部	42

【総合政策部】

1. 災害被災者の生活再建支援に係る制度の拡充等見直しについて

〔現状と課題〕

近年の自然災害においては、局地的な災害発生が見られます。栗東市では、平成25年台風18号において甚大な被害を受けました。このような災害により被害を受けた被災者が、速やかに復旧を行い安定した生活を取り戻すために、被災者生活再建に係る支援制度の拡充や基準緩和等見直しが必要です。

〔要望内容〕

被災者生活再建支援制度の適用範囲について、局地的な自然災害を含む同一災害により被災したすべての被災区域が法に基づく支援の対象となるよう基準を見直すなど、被災者生活再建支援法に基づく支援制度における適用要件の緩和や拡大等の充実について、特段の配慮をお願いします。

（担当 市民政策部 危機管理課）

2. 新駅問題の早期解決について

〔現状と課題〕

平成19年の新幹線新駅中止以降、新幹線新駅の中止に起因した地元地権者への対応や市への財政支援等に県として取り組んでいただいておりますが、平成24年8月の新駅発言をはじめとする知事や県の地権者に対する対応や説明、また市との連携体制等に対し、市民・地域・地権者の不信・不満は今なおあります。

新駅問題にかかる諸問題の一日も早い解決と、まちづくり基本構想（以下、「後継プラン」という。）完遂に向け、県にはこれまでの経緯をふまえ、適切な役割分担のもと、相互に連携協力を図りながら一層積極的、かつ主体的に取り組まれる姿勢が望まれています。

〔要望内容〕

1. 主体的な取り組みについて

知事から市長に出された平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」の文書内容の確実な履行により、後継プランの早期完遂を目指し、滋賀県・栗東市新幹線新駅問題対策協議会及び検討ワーキング、県市定例会議において、市と共に考え、提案し、引き続き積極的な姿勢とスピード感をもって、主体的に取り組まれるよう、特段の配慮をお願いします。

2. 県職員の専従配置について

地権者をはじめとする関係者の意向把握や県・市の連携した動きは継続して必要となることから、新幹線新駅中止に係る諸課題の全てが解決されるまでは、専従配置の継続により県の責任を果たされ、市と共に事業推進に取り組まれるよう、継続した専従について、特段の配慮をお願いします。

3. 財政的負担について

県から市への財政上の対応について、平成21年3月27日に締結した基本合意書、平成24年12月27日付け「新幹線新駅問題に係る今後の取り組みについて」及び平成29年3月21日の変更覚書に基づき、今後も後継プランの事業完遂に向け、誠意ある支援を確実に行うよう、特段の配慮をお願いします。

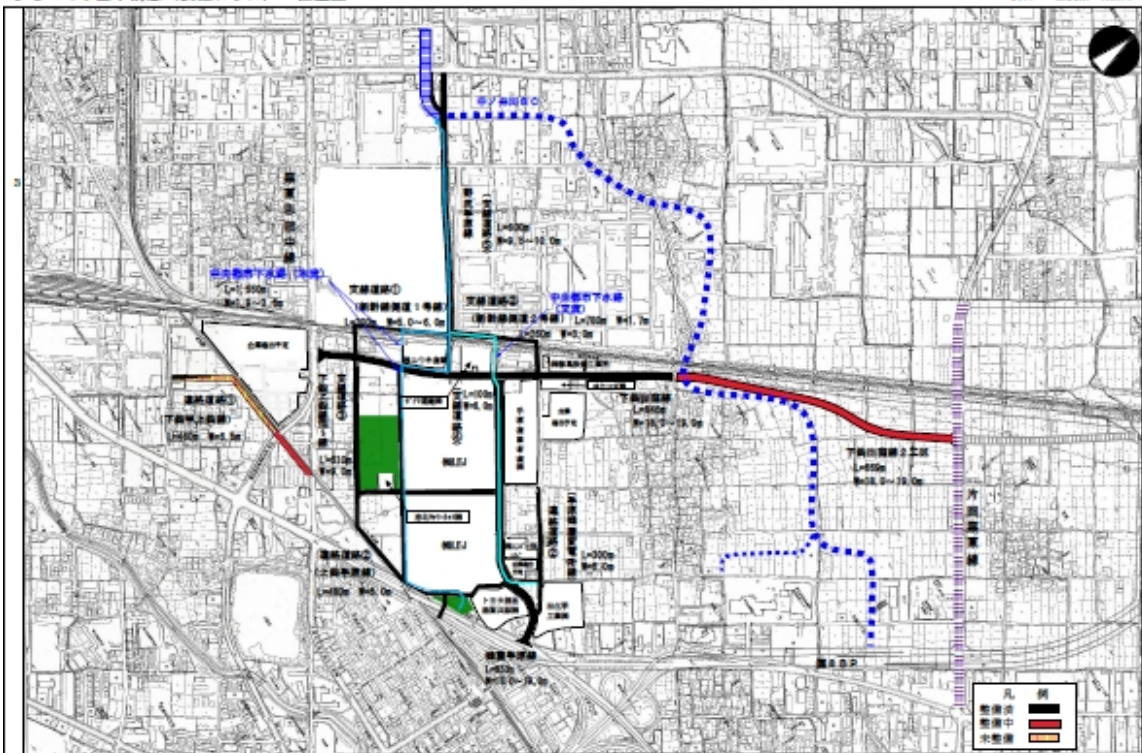
4. 旧市土地開発公社用地に係る問題の解決について

後継プランの具現化を進める中で、新幹線新駅中止及び土地区画整理事業の廃止により、事業目的を失った旧市土地開発公社所有地については、活用や事業化あるいは処分について円滑に進められるよう、具体的な支援に特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図

資料 国・県・市



（担当 建設部 国・県事業対策課）

3. 新駅問題(後継プラン)の取り組みについて

〔現状と課題〕

滋賀県と本市は、平成21年10月末に新幹線新駅に代わる新たなまちづくりとして、まちづくり基本構想（以下、「後継プラン」という。）を作成し、地域・地権者に対し、短期での基盤整備実施、企業立地促進、また地域のまちづくり計画の策定について、積極的に取り組んでいくと約束してきました。

また、当該地域は、滋賀県南部地域振興プランに特別プロジェクトとして位置づけ、広域的見地からの都市的発展を図るため、基盤整備の推進、企業立地の促進を積極的に行い、地域づくりを行うことが掲げられています。以来、8年が経過しましたが、各事業の実施に取り組む中で、諸課題は今尚山積しており、県はその責任と役割に基づき、財政的負担・支援だけではなく、関連する事業の具体的な対応など、一層積極的かつ主体的な取組みが求められています。

〔要望内容〕

1. 地域のまちづくりについて

地元及び地権者は新駅中止、新都心土地区画整理事業廃止により、後継プランの早期実現を望まれています。平成24年度には地区担当を配置し、情報発信や企業からの進出相談などに対応し、立地は進んでおりますが、地権者にはまだまだ不満が残っています。早期対応は、後継プランの全地権者対象説明会時に、知事自ら約束した内容です。よって、政策変更に対応する責任の重要性に鑑み、後継プランの早期実現に向けた主体的な対応姿勢について、特段の配慮をお願いします。

2. 基盤整備について

後継プランに係る基盤整備について、社会資本整備総合交付金事業の採択を受け整備を進めていますが、要望額に対し内示額が下回ると早期完了することが困難になるおそれがあります。ついては、事業促進が円滑に図れるように国費補助にかかる予算確保等の総合的な支援について、特段の配慮をお願いします。

3. 関連する県事業について

後継プランに明記した各種事業の確実な実施、並びにその効果を最大限に活かしていくため、関連する県事業（中ノ井川ショートカット事業、主要地方道栗東志那中線、県道片岡栗東線）の着実な実施をいただくよう、引き続き特段の配慮をお願いします。

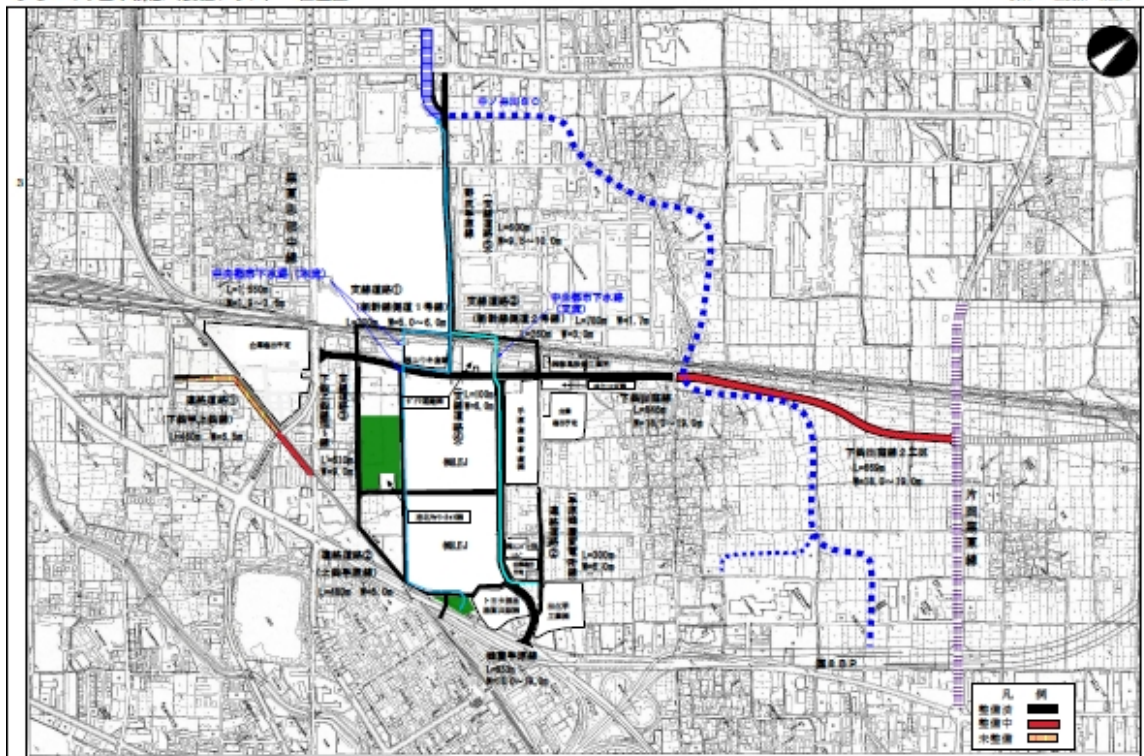
4. 企業立地促進施策について

単に既存の制度の活用だけではなく、「環境立県滋賀」として県独自の施策の創設や新駅問題特定プロジェクト対策室をワンストップとした商労部局等との連携を密にし、企業誘致推進室職員を兼務されていることを有効に生かし積極的な対応をいただくよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

まちづくり基本構想（後継プラン） 位置図

資料 国・県・市



（担当 建設部 国・県事業対策課、道路・河川課）

【継続】

【総務部】

4. 滋賀県市町振興資金による財政支援について

【現状と課題】

本市においては、景気低迷による税収の減少や新幹線新駅中止による負の影響などにより、平成19年度以降、大幅な収支不均衡が生じたことから、「財政再構築プログラム」や「新集中改革プラン」などに沿った行財政改革を行ってきました。

また、市の財政運営に大きな影響を及ぼしていた栗東市土地開発公社については、第三セクター等改革推進債の活用により解散をいたしました。

こうした中で、滋賀県におかれては、県内市町に資金貸付を行う「滋賀県市町振興資金」に、財政健全化貸付制度を創設いただき、本市への財政支援もいただいたところです。

本市においては、不断の努力により平成30年度での財政健全化達成に向けて取り組んでいるところですが、一方では、社会経済情勢の変化や市民ニーズに応えるための施策を実施していく必要もあり、これに対応し得る財源確保が課題となっています。

【要望内容】

本市においては、財政の健全化に向けた行財政の諸改革に取り組んでいますが、厳しい財政状況がまだまだ続いています。

このことから、低利かつ安定的な資金貸付をいただける市町振興資金貸付制度を、今後も維持・継続いただき、本市の財政健全化に向けた取り組みや地域の政策課題への対応について、積極的な財政支援を講じていただけるよう、引き続き特段の配意をお願いします。

(担当 市民政策部 財政課)

5. 地方消費税交付金の減収に伴う補てん措置について

〔現状と課題〕

地方交付税（普通交付税）の収入額に算入されている地方消費税交付金については、算入額が大きいとともに、実決算額と標準税収入額とに乖離が起きやすいため、財政運営上必要となる一般財源の確保に影響が生じます。

仮に実決算額が標準税収入額を大きく下回った場合は、普通交付税により手当てされない部分が出てくるため、その他の財源を充当することが必要になります。

平成28年度においては、標準税収入額が1,127,408千円であったのに対し、決算額は1,054,397千円となり、73,011千円の収入不足が生じました。

今後においても実決算額が下振れする可能性が大いにあり、こうしたことが、本市の安定的な財政運営に影響を及ぼすことになります。

〔要望内容〕

地方消費税交付金の交付税算入額と実決算額に大きな乖離が生じた場合への対応として、地方財政の安定的な運営の観点から、法人市民税のように、算入額の乖離を補うような減収補てん債の発行を可能としたり、翌年度の交付税算定における精算方式を導入するなどの制度を創設していただけるよう、特段の配意をお願いします。

（担当 市民政策部 財政課）

【継続】

【総務部】

6. 地方創生の深度化に向けた取り組みの推進について

【現状と課題】

本市の人口は、2045年までは緩やかに増加していくものの、年少人口（0歳～14歳）は2010年をピークに、また、生産年齢人口（15歳～64歳）は2030年をピークに減少に転じ、一方、老年人口（65歳以上）は2045年まで一貫して増加を続け全体人口に対し23.9%を占めると推計しており、急激な高齢化の進行が社会経済の構造を変化させ、地域活力を低下させる重要な課題となっています。

人口減少・超高齢化という喫緊の課題に対応するため、本市におきましても「まち・ひと・しごと創生法」に基づき、平成27年度に栗東市人口ビジョンならびに栗東市総合戦略を策定し、人口減少や地域経済の縮小の克服をはじめとする地方創生の取り組みを推進しているところです。

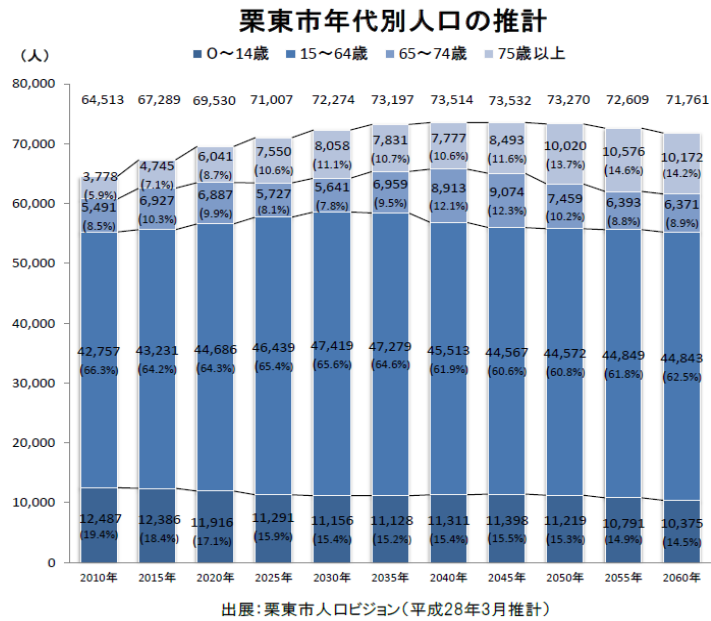
国では、昨年12月に「まち・ひと・しごと創生総合戦略」（2017改訂版）を策定され、地方創生の更なる深度化のため地域の実情に応じた自主的・主体的な地方創生への取り組みができるよう、様々の新たな政策を実行していくものとされていますが、即効性のある施策と効果が緩やかに表れる施策とがあり、中長期的な取り組みを行うことが必要であると考えられます。

また、地域によって人口動態の自然減・社会減の影響度は異なり、地方自治体の地方創生に向けた自主的な取り組みを効率的、効果的に推進するためには、地域の主体的かつ弾力的な取り組みを継続して行う必要があり、今後、更に自由度の高い柔軟性のある制度であることが必要です。

【要望内容】

地方創生に向けた取り組みを着実に推進するため、地方創生関連交付金の対象となる事業について、地域間連携や多様な主体との協働など、全国一律の基準とすることなく、地域の実情に応じ、より一層の自由度の向上と柔軟な制度運用をいただけるよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



（担当 市民政策部 元気創造政策課）

7.「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象拡大について

〔現状と課題〕

本市においては、平成27年度に「公共施設等総合管理計画」を策定し、また、平成29年度には「公共施設の個別施設計画策定の方針」を定め、施設の老朽度合いに応じて、順次個別施設計画の策定と施設の長寿命化を進めていくこととしています。

この施設の長寿命化に対する地方財政措置は、地方財政計画に公共施設等適正管理推進事業費が盛り込まれ、公共施設等の適正管理に係る地方債措置として、「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)が設けられているものの、その対象事業は「公共用建物」「社会基盤施設(道路・農業水利施設等)」のみとされています。

本市にあっては、老朽化が著しく、防災の観点から災害時に活用される施設として、市役所庁舎を最優先に長寿命化を行う計画をしていますが、現状の地方債措置では、充当率が高く、交付税算入もされる同債の活用ができないこととなっています。

〔要望内容〕

公共施設等の適正管理について、災害時にも活用される公用施設である市役所庁舎についても、「公共施設等適正管理推進事業債」(長寿命化事業)の対象としていただきたく、特段の配慮をお願いします。

(担当 市民政策部 財政課)

8. 産業廃棄物最終処分場問題の早期解決について

〔現状と課題〕

R D最終処分場問題は、発生から18年が経過し、現在まで周辺住民をはじめ市民県民は、生活環境への影響などに対し不安を抱えています。そのような中、平成24年度には周辺自治会の同意を得た一次対策工事が実施され、問題解決に向け大きく前進しました。

また平成24年10月には、二次対策工事の実施に当たっての協定書及び確認書が、県と周辺自治会との間で締結され、平成25年度より二次対策工事が実施されております。

しかし、その工事期間は影響確認のため随時行われている浸透水および地下水モニタリング調査期間も含め、長期間となります。

このようなことから、地下水汚染の防止及び市民の不安解消と安全安心のためにも、示されたスケジュールどおり、着実な対策工事が実施されるとともに、期間中の周辺環境対策についても確実な実施が求められております。

〔要望内容〕

地下水汚染拡散の防止並びに市民の安全安心を確保するため、R D最終処分場の二次対策工事については、地元住民・市との連携、情報共有を図りながら、年次計画どおり円滑かつ確実に進め、工事実施に伴う不測の事態には的確に対処するなど、周辺住民の方々が早期に安心して暮らせるよう、特段の配慮をお願いします。

また、最終処分場跡地利用についても地元住民の意見が反映され、工事完了後速やかに有効に活用されるよう、特段の配慮をお願いします。

（担当 環境経済部 環境政策課）

【継続】

【琵琶湖環境部】

9. 獣被害防止対策と交付金事業の充実について

【現状と課題】

農林業分野において、獣被害の拡大が生産意欲の低下、耕作放棄地の増加等深刻な問題となっています。本市では、国の緊急経済対策による緊急捕獲対策を活用し、「栗東市鳥獣被害防止計画」を策定し、地域との連携で防護柵・電気柵の設置による被害拡大防止策や、箱ワナによる有害鳥獣の捕獲等に取り組んでいます。しかし、有害鳥獣の行動範囲は市域をまたぐことから、各市での取り組みだけでは捕獲数の増加に限界が生じており、県域での取り組みが必要と考えます。

【要望内容】

西部・南部地域の4市で広域的な地域協議会を設立し、有害獣の生息場所や移動等の情報共有に努めるとともに、技術交流による先進的な捕獲・防護設備の整備を実施してきましたが、市域をまたがる被害については、県主体による対策を講じるなど特段の配慮をお願いします。

また、「鳥獣被害防止総合対策交付金事業」の継続的な予算確保と更なる予算の充実について、特段の配慮をお願いします。

(担当 環境経済部 農林課)

10. 民間事業体の地域材利用建築物に対する支援について

〔現状と課題〕

森林は、木材生産機能とともに、水源かん養、山地災害防止、保健休養等の公益的機能を有し、私達の豊かで快適な生活に欠かすことの出来ない重要な役割を果たしています。このため、森林の適正な整備や保全を図ることにより、森林の有する多面的機能を持続的に発揮させることが重要です。

また、我が国では、戦後、造林された人工林が資源として利用可能な時期を迎える一方、木材価格の下落等の影響などにより森林の手入れが十分に行われず、国土保全など森林の多面的機能の低下が大いに懸念され、平成 36 年度からは森林環境税の課税も開始されることとなっています。

こうした状況を踏まえ、本市では「公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律」（平成 22 年 5 月 26 日法律第 36 号）に基づき、栗東市の公共建築物における地域産木材の利用方針を策定し、循環型社会の構築や林業・木材産業の振興、森林整備の促進などを推進しています。

近年では、環境意識の高まりもあり、民間事業者が一般建築物の新築や建て替えにおいて地域材利用による木造化を検討されることがありますが、R C 造など他構造とのコスト比較で建築費が支障となり、普及の課題となっています。

〔要望内容〕

公共建築物等の整備に活用可能な補助事業・制度として、公共建築物等における木材の利用の促進に関する法律に基づく木材利用方針の策定市町村において、地域材利用のモデルとなるような公共建築物の木造化、内装木質化に対し支援がありますが、地域材利用による商業施設などの木造化や内装木質化に取り組む民間事業者に対しても支援の対象となる補助事業・制度の整備について、特段の配慮をお願いします。

（担当 環境経済部 農林課）

〔継続〕

【琵琶湖環境部】

11. 守山栗東雨水幹線の事業促進について

〔現状と課題〕

守山栗東雨水幹線事業において、守山市三宅町から栗東市出庭（宅屋地先）（全計画延長 4,833m のうち約 3,825m）まで事業が完了し、栗東市に於いては計 6 箇所の接続点のうち現在接続可能な 1 箇所目の接続工事が完了しています。

しかし、今日に於いても続いている出庭清水ヶ丘での浸水解消に向け、出庭工区管渠工事（約 1,008m）の最上流部までの早期完成が強く望まれています。

出庭清水ヶ丘での浸水解消については、出庭工区管渠工事（約 1,008m）の最上流部までの完了が必須であり、今年度から工事着手される本工事（約 318m）について、適正に進捗管理をしていただき、次工事についても遅延することなく工事着手していただくことが必要です。

〔要望内容〕

出庭工区管渠工事について、地元自治会をはじめとし関係機関との十分な協議、調整を図るなかで、全線を早期に完了いただくよう特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



（担当 上下水道事業所 上下水道課）

〔継続〕

【健康医療福祉部】

12. 国民健康保険税(料)の全県統一等について

〔現状と課題〕

これまで1人あたりの医療費が県下で低い位置にあり、1人あたりの保険料(税)額が県下一高い本市においては、これまで早期の保険料(税)統一の実現に対して要望を行っていたところですが、平成30年度からの国保制度改革により、県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や効率的な事業の確保等国保運営に中心的な役割を担うことになり、県下保険料(税)水準の統一に向けては、県国保運営方針にも明記されその歩みを始めたところです。新制度が開始されたばかりですが、運営方針にも明記のとおり平成36年度の早い段階において県内保険料(税)水準の統一に向けた取り組みを確実に進められるよう、具体的な年次目標を策定し示していただきますようお願いいたします。

また、保健事業の実施については、県全体での均衡ある推進が必要であり保健所単位等、広域的な取り組みを更に進めていただきますようお願いいたします。

〔要望内容〕

県内国保被保険者の保険料(税)負担と給付の公平化のため、保険料水準の統一においては引き続き年次目標を定めて取り組んでいただくとともに、改革による保険者の負担が最小となるよう、激変緩和措置を継続していただきますよう特段の配慮をお願いいたします。あわせて事務の効率的な運営、保健事業実施に対しては、健康長寿を目指し、県が主体的に働きかけを行っていただきますよう、特段の配慮をお願いいたします。

(担当 福祉部 保険年金課)

【継続】

【健康医療福祉部】

13. 強度行動障がい者の処遇改善について

〔現状と課題〕

強度行動障がい者の日中受け入れについては、県の「強度行動障害者通所特別支援事業費」では、定められた期間を超えての利用ができず、「栗東市強度行動障害者通所特別支援事業実施要綱」を改正し、市の事業として実施しています。

強度行動障がい者の処遇の改善を図るためには、継続して利用できる必要があります。

〔要望内容〕

強度行動障がい者が、日中支援事業所において安心して、安定したサービスが受けられるよう「強度行動障害者通所特別支援事業」においては、期間の限定なく継続した支援が受けられるよう見直しをしていただき、補助制度の充実について、特段の配慮をお願いします。

（担当 福祉部 障がい福祉課）

〔継続〕

【健康医療福祉部】

14. 地域生活支援事業の国・県補助額の適正化について

〔現状と課題〕

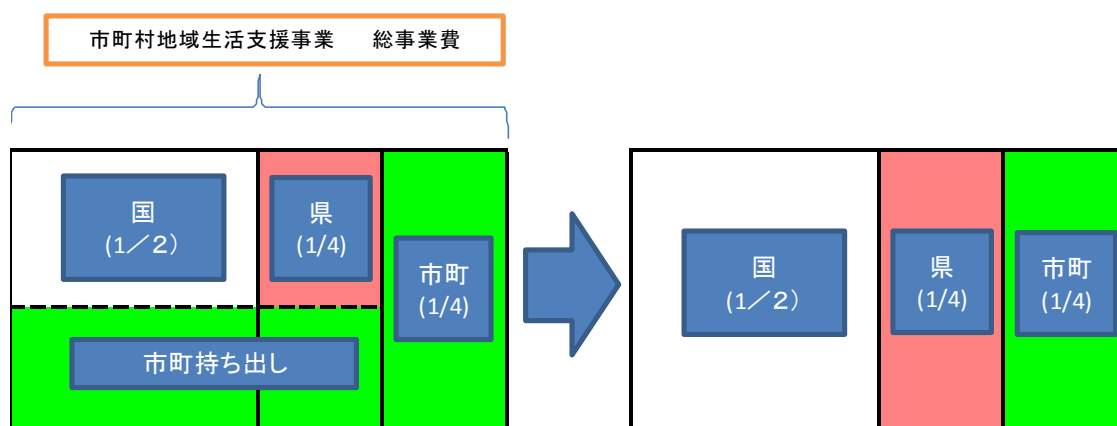
市町地域生活支援事業は、地域の特性や利用者の状況に応じ、各市町の柔軟な形態により事業を効果的・効率的に行うこととされていますが、必須事業の利用拡大や、地域の特性や利用者の状況に応じた事業の実施を進める上で、財源確保が課題となっています。

国の補助基準額は総事業費から見た補助必要額の5割程度にとどまり、県費についても国の補助基本額を根拠としており、国費・県費補助ともに事業費に見合う補助が得られない状況が続いているため、事業の財源確保に苦慮しています。

〔要望内容〕

市町地域生活支援事業にかかる十分な財源確保ができるように、実施事業費に見合う補助基準額を設定いただくとともに、補助金の増額について特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 福祉部 障がい福祉課)

【新規】

【健康医療福祉部】

15. 子ども福祉医療費助成の国または県での統一について

〔現状と課題〕

乳幼児、子どもの福祉医療費助成について、乳幼児に対しては、平成28年度から県制度によるところとなりましたが、さらに、各市町単独事業として入学後の児童、生徒に対する助成に拡大されている自治体があり県内市町間での格差が生じています。

〔要望内容〕

小中学生の医療費助成に対しては、県内市町間での格差をなくし市町の少子化の度合いや財政力によらず、子育て世代の経済的負担の軽減を図るため、また子どもに対する医療を将来にわたって安定的に保障し子育てを支援する施策として、国または県の制度として統一していただきますよう特段の配慮をお願いします。

（担当 福祉部 保険年金課）

16. 保育士の人材確保について

〔現状と課題〕

栗東市においては、公立で幼稚園 9 園、保育園 8 園を運営し、法人立で認可保育園 6 園、小規模保育園 2 園、家庭的保育 1 園の運営をいただいております。新たな認可保育所、小規模保育施設の開設も含め、待機児童の早期解消に向けた取り組みを進めておりますが、保育所への入園ニーズの高まり、低年齢児からの入園希望者数の増加に伴い、年々待機児童が増加する傾向にあります。

施設整備を充実し受入数を拡大していますが、待機児童は 70 人と増加している現状です。受入数の増加により、保育士の必要数も年次的に増加する中、現在、公立園では最低基準上の保育士数は確保できているものの、市が定める基準に比べると 14 名の不足が生じており、厳しい人材不足の中、運営をしております。これら状況の改善に向け、毎年、臨時職員の賃金見直しと改善を図り、働きやすい勤務体系を取り入れるなどの工夫をして、保育士確保に努めています。さらには、平成 28 年度より潜在保育士の職場復帰につながる保育士就職支援研修を実施していますが、公立・私立とも保育現場の労働環境が厳しさを増す中、保育の担い手となる保育士不足が深刻化しております。

また、児童館 9 館（うち 3 館は地域子育て支援センターとして拠点事業を実施）を運営していますが、保育士等の不足により、やむを得ず開館日数の縮小や 2 館を休館している状況です。

保育園・児童館ともに、保育士の確保が喫緊の課題となっております。

〔要望内容〕

若い世代が安心して出産し、子育てをできる環境を整えるためにも、待機児童の解消は、最重要課題であると考えます。

については、保育士確保のため、保育士養成学校への支援拡充と共に県内での就職斡旋や滋賀県保育士・保育所支援センター事業の更なる充実と体制の強化を図り、必要な保育士の確保について、特段の配慮をお願いします。

また、質の高い保育人材の安定的な確保を図るため、処遇改善等就労継続支援施策の実施について、特段の配慮をお願いします。

（担当 子ども・健康部 幼児課）

17. 一級河川の改良事業等促進について

〔現状と課題〕

本市における雨水排水の根幹をなす3河川（金勝川、葉山川、中ノ井川）については、水害に弱い天井川であることに加え、関連する雨水幹線等からの内水排除の整備が進まず、大雨時に道路冠水や床下浸水等が多発し、沿川住民は絶えず不安と危険性に脅えている状況が依然長く続いています。

〔要望内容〕

1. 金勝川広域基幹河川改修事業の促進

県道六地藏草津線バイパス交差部上流部までの平地化事業の早期整備完了と、計画全線での整備完了に向けた着実な事業促進について、特段の配意をお願いします。

また、護岸の老朽化も激しく、全線での点検と必要な補強対策等の確実な実施について、特段の配意をお願いします。

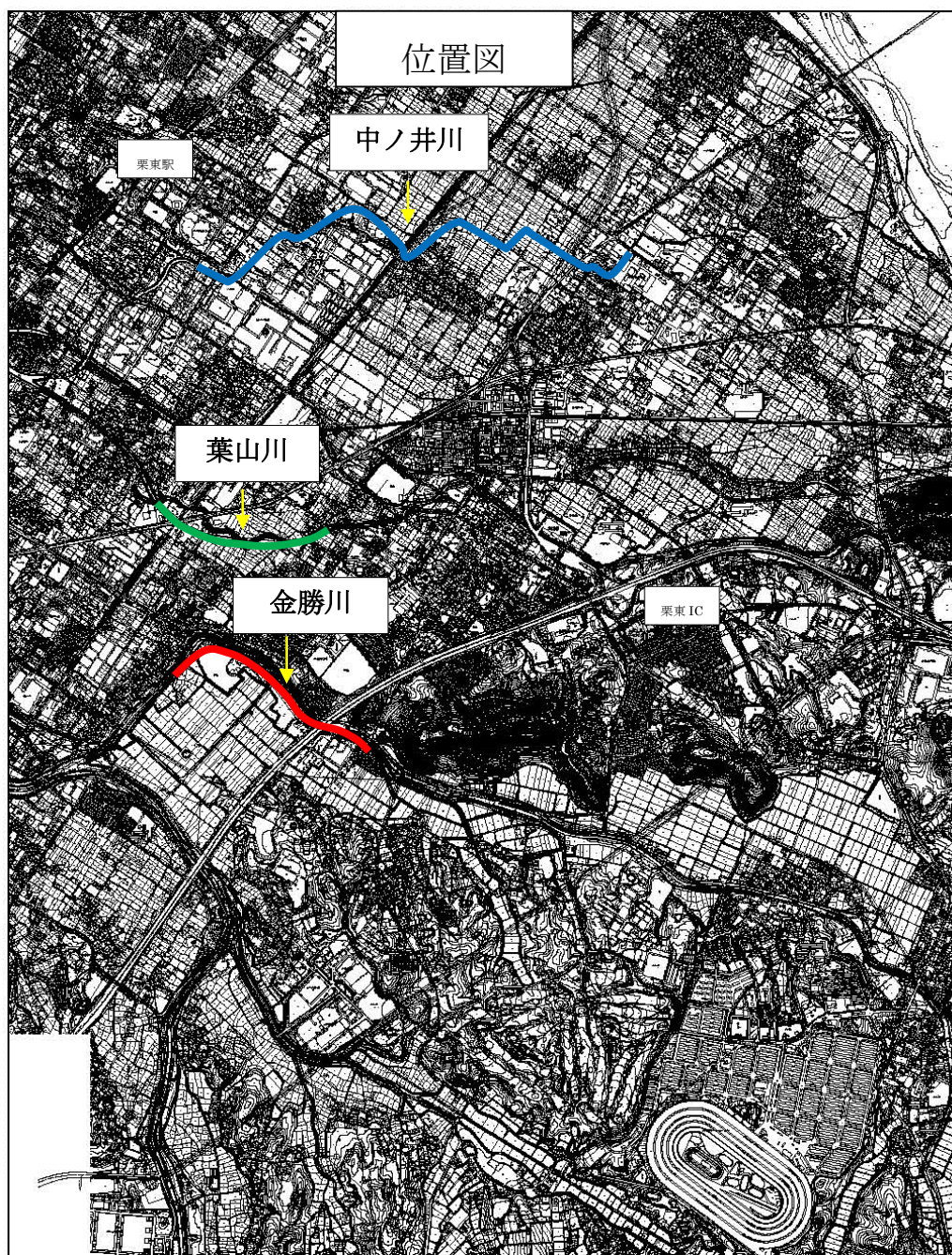
2. 葉山川広域基幹河川改修事業の促進

県道六地藏草津線下流で予定する平成31年度のセカンドタッチの確実な実施に加え県道上流部区間の早期工事着手に向けた取り組みについて、特段の配意をお願いします。

3. 中ノ井川ショートカット事業の促進

野尻地先から大橋地先までの上流計画区間について、事業区間毎の計画年次を示す中での計画的で着実な事業実施と併せ、蜂屋・大橋地先での浸水被害軽減対策として実施頂いている暫定放水路整備について、計画的且つ着実な事業促進による、一日も早い全線の整備完了が図れるよう、特段の配意をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

18. 野洲川改修事業の促進等について

〔現状と課題〕

野洲川は、琵琶湖に注ぐ県内最大の河川でありながら、野洲川左岸（11.2km～13.2km）付近については河川整備が出来ておらず、集中豪雨による増水で未整備護岸の崩壊が進行し、氾濫が心配されることから一日も早い護岸整備及び河川改修が沿川地域住民の強い願いです。

また、野洲川運動公園につきましては、多くの市民がスポーツレクリエーションを楽しむ場、憩いの場として定着しており、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、適正な維持管理に努めています。

〔要望内容〕

野洲川左岸、栗東市林地先～伊勢落地先での早急な護岸整備及び河川整備計画の見直しを含めた河川改修整備と、維持管理について、流水の阻害となる樹木の撤去や堆積土砂の浚渫等、特段の配慮をお願いします。

野洲川運動公園については、公園整備に際しては本市が、堤外民地を買収して整備し、管理している点を考慮いただき、恒久的な占用及び整備が可能となるよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



（担当 建設部 国・県事業対策課）

〔継続〕

【土木交通部】

19. 野洲川高水敷の管理用道路の整備と弾力的な運用について

〔現状と課題〕

野洲川は守山・栗東・野洲市域を縦断的でほぼ直線的に流下しており、国道8号から湖岸までの野洲川左岸における高水敷の管理用道路は部分的に整備されているものの、未舗装で雑草が繁茂する区間も存在しており円滑な移動に支障をきたしている状態であり、連続的な利用ができるよう整備することで、時には避難経路や緊急輸送路として、重要な役割が果たせるものと考えます。

また、平常時には河川公園等を歩行者や自転車利用者が、野洲川の風を肌で感じながら通行するなど「水」と「緑」に親しみながらスポーツやレクリエーションを楽しむ機会を提供することができると考えます。

〔要望内容〕

当該管理用道路について連続的な利用が可能となるよう、既存の管理用道路を活用した整備と管理ならびに弾力的な運用について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 市民政策部 元気創造政策課)

20. 国道バイパスに関する事業促進について

〔現状と課題〕

国道1号及び国道8号は、交通量の増大により慢性的な渋滞や交通事故などにより、流通及び地域生活環境に大きな影響を及ぼしております。

本市においては、街路整備等を含め、交通渋滞の解消、交通安全確保のため、鋭意取り組みを進めています。

〔要望内容〕

① 栗東水口道路（国道1号バイパス）の整備促進

栗東水口道路（国道1号バイパス）の暫定供用後の通過交通対策の検証と十分な対応について、特段の配慮をお願いします。

また、抜本的な通過交通対策のためには、残る県道川辺御園線までの区間（国施工、0.9^{キロメートル}）と山手幹線（県施工、3^{キロメートル}）の早期全線同時供用が必要であり、県と連携した整備促進について、特段の配慮をお願いします。

② 野洲栗東バイパス（国道8号バイパス）の整備促進

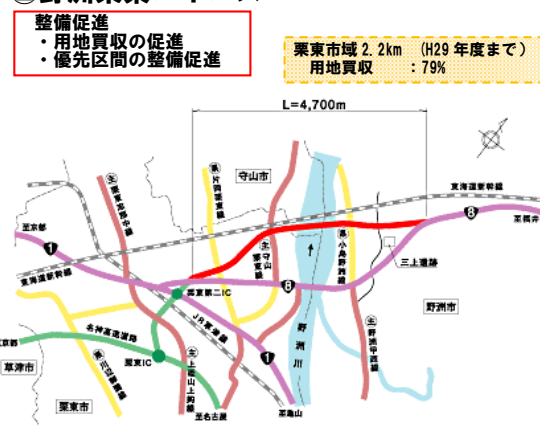
全区間の事業促進のため、分断する生活道路・通学路等の復旧対策や地域の環境対策への配慮等、十分な検討をお願いするとともに、用地買収の促進と優先区間とする栗東第二インターチェンジから県道片岡栗東線間の整備促進について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

① 栗東水口道路 I



② 野洲栗東バイパス



(担当 建設部 国・県事業対策課)

〔継続〕

【土木交通部】

21. 国道等(1号・8号、栗東第二 IC)の合流箇所における歩道整備について

〔現状と課題〕

国道1号・8号、栗東第二 IC の合流箇所付近では、整備後50年が経過した現在においても国道部の歩道が途切れて、自転車・歩行者は迂回を余儀なくされ、狭小で勾配がきつく見通しの悪い国道1号の地下道などの通行では、車両との出会い頭の衝突事故が多発している現状であり、本市としましては交通安全対策に苦慮しております。

〔要望内容〕

近隣にはJR手原駅及び第三次医療機関である済生会滋賀県病院があり、駅及び病院利用者や沿線住民の地域間の往来等が安全に通行できるよう、国道等の合流箇所における歩道ネットワークの整備と国道1号・8号横断施設の設置及び国道1号横断施設の改善に向け、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

22. 県施行による都市計画道路等の事業促進について

【現状と課題】

本市では、慢性的な渋滞解消、交通安全の確保及び地域経済の活性化に欠かすことのできない国道1号バイパス、8号バイパスと共に、道路ネットワーク網を構成する県道、更には関連する本市道路整備について、国道バイパスの整備効果を享受するため「道路整備プログラム」による確実な事業促進に取り組んでいます。

【要望内容】

① 県道片岡栗東線（守山市～国道8号）の現道拡幅整備

国道8号バイパス及び後継プランとの連携した整備促進について、特段の配意をお願いします。

② 山手幹線（国道1号バイパス先線、上砥山～草津市馬場町）の整備

国道1号バイパスの先線として必要不可欠な主要幹線道路であり、国道1号栗東水口道路Ⅰ（Ⅱ期区間）と山手幹線（主要地方道大津能登川長浜線）が連続して供用の開始が図れるよう、着実な事業促進について特段の配意をお願いします。

③ 主要地方道栗東信楽線（野洲川幹線）の事業促進

当該道路は幅員が狭く見通しが悪いことから事故が多発している事に加え、国道1号バイパスの開通等に伴う道路ネットワーク整備の観点から、早期整備について特段の配意をお願いします。

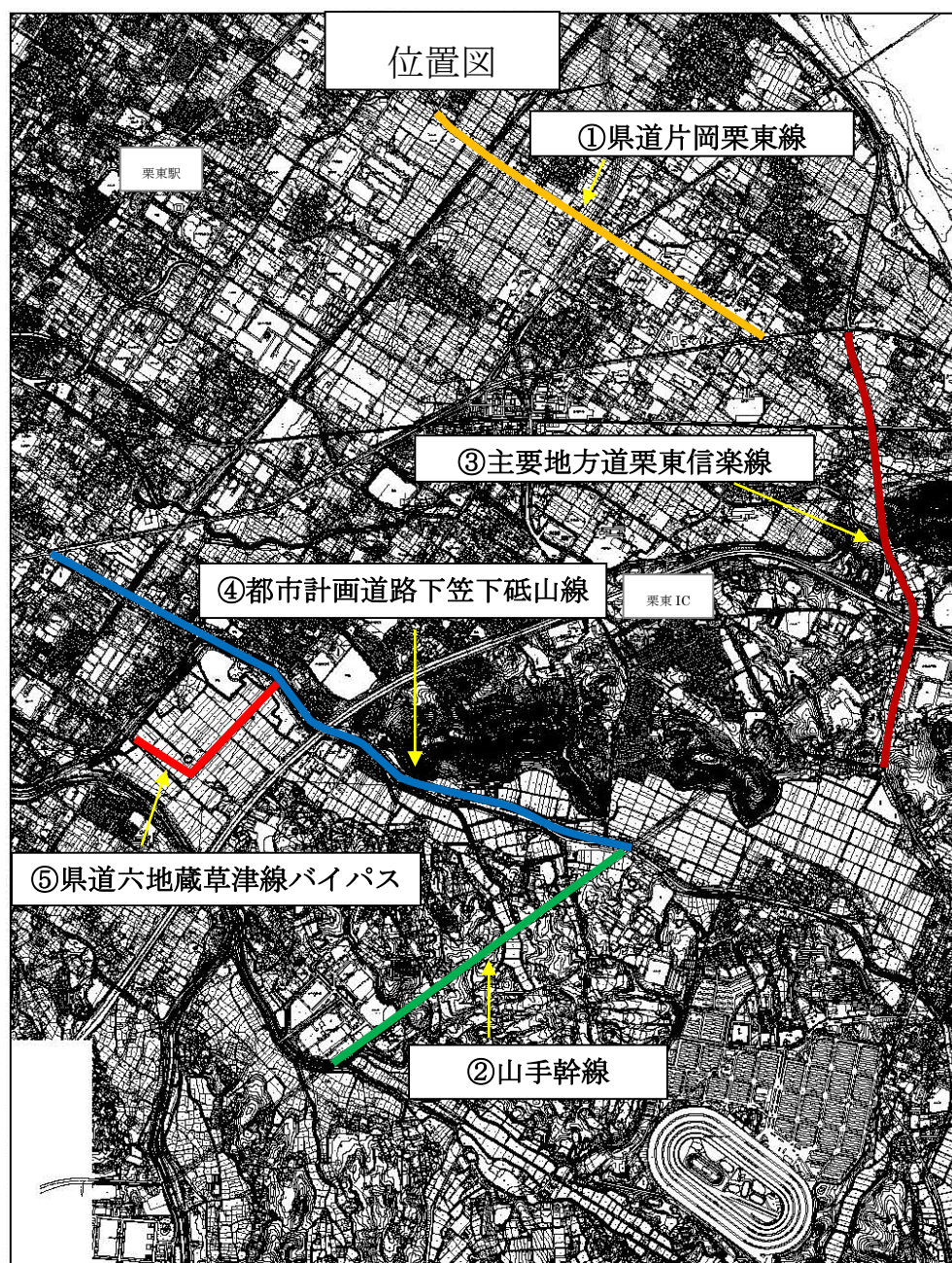
④ 都市計画道路下笠下砥山線（県道川辺御園線等）の整備

広域的な道路ネットワーク整備の観点から、滋賀県道路整備アクションプログラム2018に事業化検討路線として位置付けていただきました。引き続き、国道1号から栗東水口道路Ⅰ・山手幹線までの区間、約3.3kmの県事業による事業化及び整備促進について、特段の配意をお願いします。

⑤ 県道六地蔵草津線（岡～川辺）のバイパス整備の促進

主要地方道大津能登川長浜線や金勝川平地化事業との連携により、全線開通の早期整備について、特段の配意をお願いします。

〔図面・写真等〕



(担当 建設部 国・県事業対策課)

23. 県道栗東信楽線の改修整備の計画について

〔現状と課題〕

平成元年の事業着手から平成11年の付替県道大津信楽線の事業着手と、着実に事業が進む中、平成17年の大戸川ダム凍結により「生活再建」事業の県道大津信楽線付替工事だけがダム予算をもって継続実施されています。

これまで主要地方道栗東信楽線と県道大津信楽線は平面交差していたものが、この付け替え工事では、上空26m上を付替県道大津信楽線が通過することとなるにも関わらず、主要地方道栗東信楽線の接続計画がいまだ未計画となっています。

このままでは、市民生活をはじめ地域間交流の重要機能が損なわれることとなります。

〔要望内容〕

主要地方道栗東信楽線の接続計画の早期決定

地域住民の生活道路として、更には地域間交流や物流を支える幹線道路として重要な役割を持つ当路線について、施工中の付替県道大津信楽線事業と合わせた交差点接続が図れるように整備計画の早期決定と事業着手に向けた取り組みについて、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

付替県道大津信楽線と現道栗東信楽線の位置関係



(担当 建設部 国・県事業対策課)

24. 道路事業費の確保について

【現状と課題】

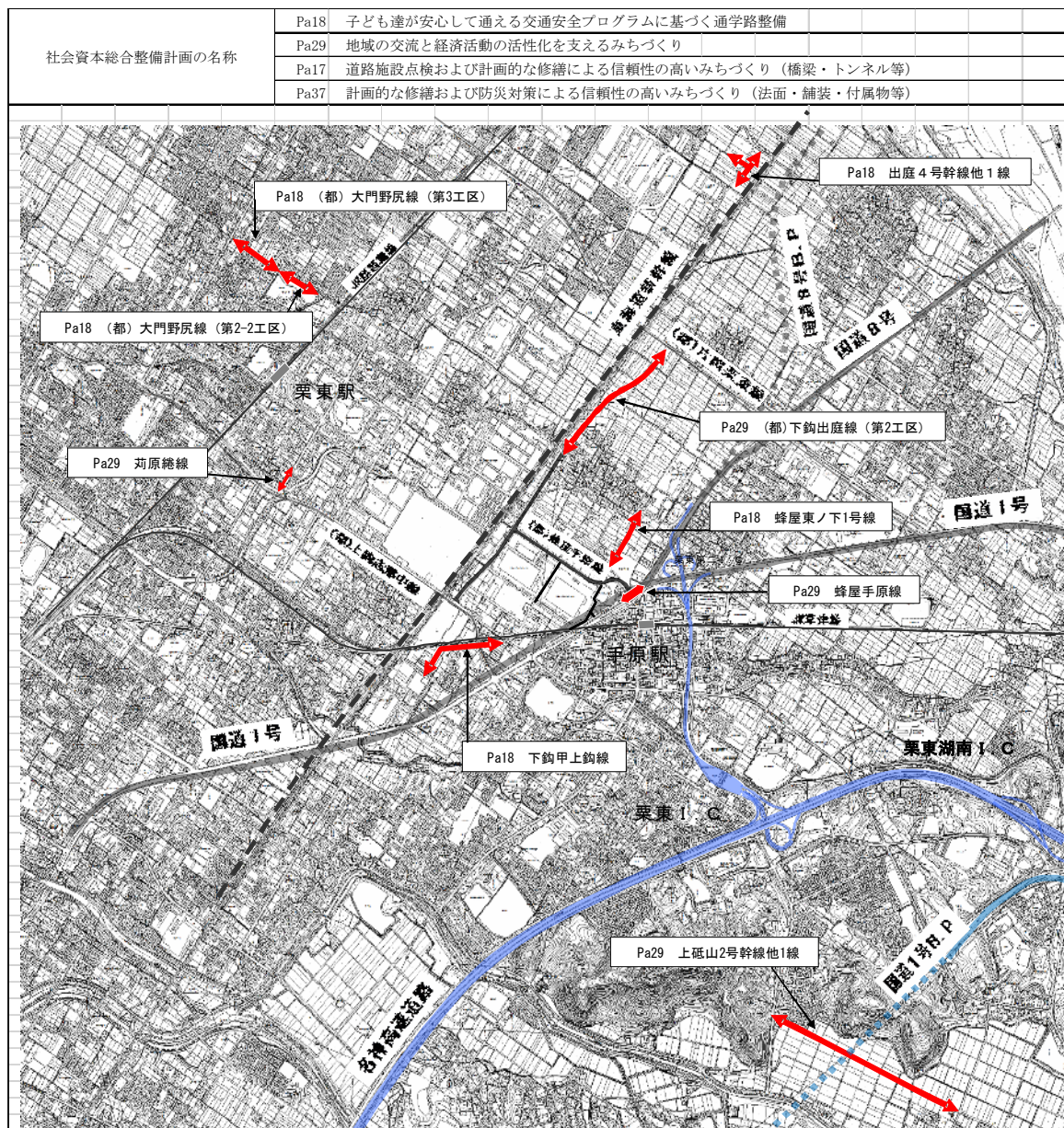
本市では、道路整備プログラムに基づき、これまで整備されてきた道路ストックを最大限に活用し、インターチェンジやＪＲ各駅へのアクセス向上を図るとともに、道路を身近な生活空間として地域住民の生活向上と安全・安心に暮らせるまちづくりが必要です。

これら道路の整備等を進めるにあたり、社会資本総合整備事業の各交付金は、大変重要な財源です。内示額が、要望額を大きく下回るとは、後継プランをはじめとする道路整備や市の活力あるまちづくりの推進に影響すると共に、橋梁等の道路施設点検及び計画的な修繕の対応が難しい状況となり、信頼性の高い道づくりに影響するものです。

【要望内容】

道路整備については、市街地の安全性を高める道路網づくり、地域活力創生のまちづくり、安心・安全に暮らせるまちづくりに資するため、適切な事業費の確保について、引き続き、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕



（担当 建設部 道路・河川課）

25. 急傾斜地崩壊対策事業の採択基準の要件緩和について

〔現状と課題〕

近年、多発しております局地的な集中豪雨や猛烈な大型台風による土石流、地すべり、がけ崩れ等の災害発生が増加傾向にあり、本市におきましても、平成25年9月の台風18号では土砂崩落が発生し、人命が失われています。

土砂災害防止法により、本市では土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として93箇所（うち急傾斜地崩壊危険区域は75箇所）の指定が行われています。しかし、急傾斜地崩壊対策事業は、15箇所において施工されたにすぎません。これは、山間部においては人家が分散しており、急傾斜地崩壊対策事業での採択要件に満たないことによるものです。

土砂災害防止対策は、市民の生命と財産を守り、活力ある経済社会と安全で快適な生活環境を創造するための基幹的事業として、財政が厳しい状況にあっても、着実に実施していかななくてはならないものであり、一刻も速い急傾斜地の崩壊対策の完了を目指し、崩壊対策事業を推進していく必要があります。

〔要望内容〕

土砂災害警戒区域・土砂災害特別警戒区域内に居住されている市民の暮らしに安心なまちづくりによる砂防事業の強力かつ着実な推進のため、急傾斜地崩壊対策事業における採択基準等の要件緩和について特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

◆社会資本整備総合交付金、防災・安全社会資本整備交付金採択基準等

都道府県が施行する急傾斜地崩壊対策防止工事で、次のすべての要件に該当し、事業費が7,000万円以上のもので、かつ、原則として、当該急傾斜地崩壊防止工事によって被害が軽減される地域内において、土砂災害危険箇所の公表等の警戒避難体制に関する措置がなされているもの。

1. 急傾斜地の高さが10m以上であること。
2. 移転適地がないこと。
3. 次のいずれかの要件に該当するもの。

①人家概ね10戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

②市町村地域防災計画に位置づけられている避難場所若しくは災害対策本部を設置することが規定されている施設、又はこれに準ずる施設、警察署、消防署その他市町村地域防災計画に重要な施設に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれのあるもの。

◆滋賀県市町急傾斜地崩壊対策事業採択基準

県単独補助金 工事費の90%以内

急傾斜地の崩壊を防止する設備の新設、改良または補修工事にあつて、以下の4つ全ての要件に該当するもの。

または、知事が特に必要と認めたもの。

1. 急傾斜地の高さが5mを超えること。ただし、砂防指定地、地すべり防止区域、保安林保安施設地区にかかるものならびに人工がけは除く。
2. 急傾斜地の崩壊により、家屋5戸以上に倒壊等著しい被害を及ぼすおそれがあり緊急を要すること。
3. 生業依存度が極めて高く、他に移転することが不可能であること、または、300m以内に移転適地が無いこと。
4. 急傾斜地崩壊危険区域の土地所有者等が事業に要する費用を負担することが著しく困難であること。

(担当 建設部 土木交通課)

【継続】

【土木交通部】

26. コミュニティバス運行対策費補助金制度の見直しについて

【現状と課題】

本市では平成15年3月に「市バス交通体系計画」を策定し、市コミュニティバス「くりちゃんバス」の運行を開始しました。

毎年利用実態調査を実施し、効率性と移動確保の均衡を探りつつ、路線の統合、ダイヤの見直し等、合理化を進め財政改革に努めてきました。

また、厳しい財政状況の中においても、今後の高齢者社会を見据え、医療や福祉サービスを受けるため市域を跨ぐ移動への対応として、国の地域内フィーダー系統確保維持事業を活用するなど、コミュニティバスの利便性向上に努めています。

今後さらにコミュニティバスの果たす役割は大きく、利用者の目線にたった路線・ダイヤの実現や、快適なバス待ち環境の整備等を図り、利用者拡大に繋げる必要があります。

しかし、現行の滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金制度は、一旦減額された補助額は復元及び増額が出来ない制度となっております。また、国の地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の制度においても年々補助係数及び基礎定額が下方修正されており、バス運行は厳しい状況にあります。

【滋賀県コミュニティバス運行対策費補助金実績】

平成27年度 補助率 1/3 1,749 千円(デマンド含む)

平成28年度 補助率 1/3 1,719 千円(")

平成29年度 補助率 1/3 1,683 千円(")

【要望内容】

県コミュニティバス運行対策費補助金制度における前年度補助金実績を上限とする規定について、利用者拡大や収支率改善など、一定条件下に於ける弾力的な運用又は関係条項の見直し及び利用者拡大を図るため、快適なバス待ち環境の整備等に対する新たな補助金制度の創設及び地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の補助係数や基礎定額の拡充に特段の配慮をお願いします。

(担当 建設部 土木交通課)

27. JR在来線(琵琶湖線・草津線)の整備について

〔現状と課題〕

日本の人口が減少局面に入りつつある中、県内の持続的な発展を進めるためには、人口増加や経済活動等を誘引していく湖南地域の役割は大きく、特に栗東市はこれからも人口が増加すると予想され、その受け皿となる鉄道インフラ整備は欠くことができません。

市内の旅客施設である手原駅、栗東駅ともに周辺で新たな企業立地、住宅開発が進んでおり、両駅の乗降者数の増加が見込めます。

特に栗東駅においては、西口自由通路及びホームへのアクセス改善のエレベーターを設置し、更なる利用者の利便性向上を図り、乗降者数の増加につなげてまいります。

手原駅及び栗東駅を中心とした都市機能の集積及び利便性高い都市構造を目指す中で、大津湖南エリアの更なる発展に向けて、人・物の円滑な移動手段である公共交通が果たす役割は大きく充実に努める必要があります。

【利用者実績】	手原駅	栗東駅	(単位:人/日)
平成28年度	3,063	11,958	

〔要望内容〕

1. 草津線複線化について

本市をはじめとする湖南市、甲賀市など草津線沿線の自治体においては、まちづくり進展のため草津線複線化に向けた事業の推進が不可欠であり、また、観光資源として活用可能な SHINOBI-TRAIN を運行ダイヤに含めることにより、乗車を目的とした観光客の誘因が草津線の利用者増につながることから、特段の配慮をお願いします。

2. 琵琶湖線栗東駅の発着列車の増発並びに琵琶湖線複々線化について

琵琶湖線栗東駅周辺は都市居住拠点として、また隣接する環境・産業拠点の誘導とも相まって、都市機能の集積及び利便性高い都市構造を目指しています。このことにより、人口増加や経済活動の進展施策を以って更なる鉄道利用者増を見込んでおり、朝の通勤・通学の時間帯に限り野洲駅始発の新快速電車の停車及びダイヤの見直しによる草津駅での緩急接続による対応について、特段の配慮をお願いします。

また、湖南地区において今後も人口増加が見込まれる中で、利用者の利便性向上のため輸送力の強化が不可欠となることから、琵琶湖線複々線化実現に向けた事業の推進について、特段の配慮をお願いします。

(担当 建設部 土木交通課)

28. 住宅事業費の確保について

〔現状と課題〕

本市では、住宅セーフティネットの中心的な役割を果たす公営住宅等を適切に供給する目的で、市営住宅ストックをできるだけ長く快適に有効活用していくため、栗東市公営住宅等長寿命化計画に基づく長寿命化対策を進めております。

公営住宅等長寿命化対策事業を進めるにあたり、社会資本総合整備事業交付金は、大変重要な財源であります。内示額が、要望額を大幅に下回る状況により、適正な時期における長寿命化対策を講じることが困難な状況を招いており、公営住宅等の安全・安心な居住環境の提供に影響を及ぼすことが懸念されております。

〔要望内容〕

公営住宅等の長寿命化対策については、市営住宅等の入居者の安全・安心な暮らしを支えるとともに、生活困窮者等の住宅セーフティネットを提供するうえで必要性の高い施策となりますので、適切な事業費の確保について、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

社会資本整備総合交付金 公営住宅ストック総合改善事業の経過

(単位：千円)

要望年度	要望額		内示額	配分率
	事業費	国費		
平成27年度	66,000	33,000	15,387	46.6%
平成28年度	62,010	31,005	15,553	50.0%
平成29年度	27,223	13,611	6,806	50.0%
平成30年度	67,886	33,942	16,971	50.0%

(担当 建設部 住宅課)

29. 公立学校施設大規模改造事業に対する国の財政的支援の堅持について

〔現状と課題〕

市内小・中学校は施設の老朽化が著しく、また、バリアフリー化やトイレの増設・洋式化など大規模改造事業を毎年計画的に実施しておりますが、児童・生徒増に対応するため喫緊の課題である教室の確保、学校施設の増築・改修などの環境整備を行って行く必要があります。

〔要望内容〕

小学校児童の健康管理を見守り、安全で安心な学校施設の環境の中で、学力を学び、豊かで健やかな体を育む子どもたちの育ちを支えていくため、平成31年度以降におきましても、喫緊の課題として下記の小学校での工事を予定しております。

安全・安心な学校運営を行うため、平成31年度の学校施設環境改善交付金事業における、事業申請額満額での採択について、特段の配慮をお願いします。

交付金事業（治田東小学校大規模改造工事等）

〔図面・写真等〕



（担当 教育部 教育総務課）

30. 特別支援教育加配教員の配置について

〔現状と課題〕

平成19年度より本格実施された特別支援教育推進の充実に向け、本市各小中学校では、特別な教育的支援を必要とする児童生徒の実態把握、校内委員会等でそれぞれの児童生徒に必要な支援を検討し、個別の支援計画の作成・運用も進んでいます。それらの児童生徒に対しては、担任や学年集団をはじめ、校内体制の中での支援を進めてきました。しかし中には前述の支援だけでなく、個別の支援対応が必要な児童生徒も多く在籍しています。市の巡回相談等による専門家の助言も受けながら、それらの児童生徒に対しての効果的な支援の必要性が明らかになってきていますが、実際にその支援をしていくとなると、そのための人材確保や時間、場の不足が大きな課題となっています。

例えば、視覚認知や聴覚認知に課題があり、一斉指導の中でも個別に対応が必要な児童生徒、LD等により、特別の場で個別の学習指導が必要な児童生徒、集団不適應の状態を示し、なかなか教室に入れない児童生徒、パニック等により別室で落ち着く時間が必要な児童生徒等、課題は様々です。児童生徒一人ひとりの教育的ニーズにできるかぎり対応するために、教師は、自分の担当外の時間や休み時間、放課後等も使って指導しているというのが現状であり、個別の指導計画が机上の理論で終わってしまうことも危惧されます。

一方、教師の特別支援教育に対する意識は年々高まってきており、校内や市・県での研修をはじめとし、様々な研修への参加や実践によって、指導についての専門性を備えた教師も出てきています。しかし、それらの教師が学校全体にその専門性を生かそうとした時、学級担任という立場ではやはり限界があります。

また、特別支援教育の推進に当たって、「小・中学校における学習障がい（LD）、注意欠陥／多動性障がい（ADHD）等の児童生徒への教育支援を行う体制を整備するためのガイドライン」には、校内の関係者や関係機関との連絡調整や担任への支援、巡回相談や専門家チームとの連携、校内委員会での推進役の他、保護者に対する相談窓口となることなどが、特別支援教育コーディネーターの役割として示されています。特別な教育的支援を必要とする児童生徒をとりまく環境は、家庭の状況を含めどんどん多様化・複雑化しており、児童生徒だけでなく保護者への相談・支援も大きな課題となっています。

〔要望内容〕

平成19年4月1日施行の「学校教育法等の一部を改正する法律」に規定されている「小中学校において、学習障がい（LD）・注意欠陥多動性障がい（ADHD）等を含む障がいのある児童生徒に対して適切な教育を行う」ために、特別支援教育加配教員について、特段の配意をお願いします。

（担当 教育部 学校教育課）

31. 特別支援学級の編制基準の引き下げについて

〔現状と課題〕

近年、特別支援学級や特別支援学校に在籍する児童・生徒は増加傾向にあり、また、その保護者のニーズも多様化しています。本市では、保護者の要望や学校園の意見を尊重しつつ、就学支援委員会において慎重な審議を実施し、該当幼児・児童・生徒にとって望ましい在籍校(学級)を答申いただいているが、すべてが答申どおりとはならず、重度の障がいがある児童生徒と、比較的軽度な児童生徒が同一の学級に在籍するようなケースも決して少なくありません。

現在特別支援学級の編制基準は小・中学校ともに8人となっており、7人を超える学級については、県の独自措置により加配教員を配置いただいています。しかしながら、前述のように障がいの程度の個人差が著しいようなケースや、重複障がい認められる児童生徒が在籍するケースなど、学校現場での指導はより困難を極めています。

個々に応じたきめ細かな教育を保障するために、特別支援学級の編制基準の引き下げと、それに伴う教職員定数の改善が喫緊の課題です。

〔要望内容〕

小・中学校における特別支援学級の学級編制の標準は現在8人となっていますが、障がいのある児童生徒の教育の充実を図るため、編制基準の引き下げとそれに伴う教職員定数の改善に特段の配慮をお願いします。

(担当 教育部 学校教育課)

32. 小中学校教職員定数の見直しについて

〔現状と課題〕

従来より、教職員定数については「公立義務教育諸学校の学級編成及び教職員定数の標準に関する法律」によって定められています。しかし、近年の教育内容の大きな変化や保護者の学校への関心・要望の急激な高まりなど、対応しなければならないことが増えたことにより超過勤務もより一層増加する傾向にあります。また、いわゆる「働き方改革」が社会全体の大きな流れになる中で、教職員の働き方に対する意識改革も求められています。しかし、教職員一人ひとりの意識や学校の業務内容の見直しを行い、一定の整理ができた段階で、最終的には人員の増加が必要となります。

本県においては、独自に小中学校全学年での35人の少人数学級編制を行っていただいております。きめ細やかな指導の充実が図られています。この措置は、子どもたちの学ぶ力の向上と、学校が抱える諸課題に対応するために今や不可欠なものであります。

一方、国においても少子化に伴う加配定数の削減をしないよう定数の改善を図っているものの、今一度、本県のような地方自治体の努力やそれによって見られた成果を評価いただき、教職員の「働き方改革」を本格的に推し進め、実効性のあるものとするためにも、国庫による定数の改善を図っていただきますようお願いします。

〔要望内容〕

学級編成の標準で1学級の児童生徒数を35人として、教職員定数を定めるよう特段の配意をお願いします。

（担当 教育部 学校教育課）

33. 小中学校教職員の再任用制度の見直しについて

〔現状と課題〕

近年、教職員の大量退職が起こることによって、学校での教職員の年齢構成のバランスが崩れてきています。定年での退職者が増えるということは、その代わりに新規採用の教職員の割合が増えるということであり、それらの教職員の個々の資質を向上するということは喫緊の課題です。また、全体で考えるとベテランの教職員が蓄積してきたそれまでのノウハウや専門的な技能、経験などがなくなるということであり、これらの豊富な財産をどのように継承していくのかということも重要な課題だといえます。

その意味では、小中学校教職員の再任用については、若手教職員の資質向上や全体の教育力の維持・発展という意味で非常に効果的な制度だと考えられます。

定年退職者等の再任用については、地方公務員法第28条の4および第28条の5の規定により、従前の勤務実績等に基づく選考により採用できることとなっています。しかし、現行の制度では現勤務校の校長所見ならびに教育長所見を踏まえ勤務実績に基づいた選考となっており、任命権者の面接選考等を行われていないのが現状です。また、配置校は原則的として現勤務校となっているため、該当教職員の適正を踏まえたバランスの取れた配置にならない可能性があります。

再任用教員は今の学校教育にとって必要不可欠ではあるものの、十分な選考を経ることなくそのままの延長ではなく、公正でかつ各学校においても組織としてチーム力が向上するような制度に見直す必要があります。

〔要望内容〕

小中学校教職員の再任用制度について、その選考方法と配置方法についての見直しをしていただきますよう特段の配慮をお願いします。

（担当 教育部 学校教育課）

〔継続〕

【警察本部】

34. 警察活動推進体制の整備について

〔現状と課題〕

栗東市においては、今後においても人口増加が見込まれるなか、悪質な犯罪や不審者、交通事故等が県内において高く、市民が安全・安心に暮らせる環境が求められます。

こうした中、滋賀県警察においては、平成32年度に草津署が現在の場所から野村運動公園隣地に移転される計画を進められておられます。移転後の跡地には警察施設がなくなることから、犯罪発生等にかかる抑止力の低下、また、治安上の不安感を市民が抱かれるなど、安全安心の確保について危惧されるところであります。

〔要望内容〕

市民の安全安心確保のため、その役割を担っている警察活動に対する期待が大きいことから、草津警察署の移転計画など湖南地域の状況を考慮いただき、市民の安全・安心の確保と地域に密着した警察活動の向上を図るため、交番勤務の警察官の増員や警部交番をはじめとする新たな交番設置など交番機能充実による市内における警察活動の強化について、特段の配慮をお願いします。

また、草津署移転事業については、市民から高い関心が寄せられていることから、事業の進捗状況について、積極的な情報開示をしていただきますよう、特段の配慮をお願いします。

〔図面・写真等〕

	H21. 4. 1現在	H30. 4. 1現在	増	減	刑法犯認知件数 (H29年)
草津警察署管内人口	188,716人	201,734人	13,018		1,611件
内訳					
草津市	125,357人	132,917人	7,560		1,246件
栗東市	63,359人	68,817人	5,458		360件
守山警察署	125,459人	133,646人	8,187		683件
内訳					
守山市	75,418人	82,769人	7,351		389件
野洲市	50,041人	50,877人	836		293件
米原警察署	40,581人	39,486人	△ 1,095人		189件
高島警察署	52,348人	49,367人	△ 2,981人		246件

※人口は、滋賀県ホームページ「滋賀県の人口と世帯数」による。

※刑法犯認知件数は、滋賀県警察の広場「毎月の犯罪発生状況(暫定値) 2018年5月15日」による。

(担当 市民政策部 危機管理課)

各部課長 様

市民政策部長

平成31年度品質目標マネジメントシート等の作成について（依頼）

第五次栗東市総合計画後期基本計画ならびに第七次栗東市行政改革大綱につきましては、それぞれの施策体系に基づき、各部課における取組みに係る進行管理と評価を一体的に行っています。

つきましては、平成30年度下期実績ならびに平成31年度上期の取り組み方針・目標等を取りまとめたく、下記のとおり資料を作成いただき、元気創造政策課へご提出をお願いいたします。

お忙しい中、誠に恐縮ですが、よろしくお願いいたします。

記

1. 提出資料

①H31 品質目標マネジメントシート総括表（上期分）

- ・平成30年度末時点の実績 および 平成31年度の取り組み方針・目標 等を記入

②H31 目標進捗状況シート総括表（上期分）

- ・各課における今年度の主要な重点目標を5つ項目程度抽出し、年間計画を図示

※ 別添の「資料作成にあたっての留意事項」をご参照下さい。

※ 提出資料の様式は、グループウェアの共通様式にアップしています。

「市民政策部」→「元気創造政策課」→「総合調整係」→「品質目標」→「平成31年度」
→「H31 各部品質マネジメントシート作成用資料」

2. 提出期限 平成31（2019）年4月26日（金）

※上記①、②をそれぞれ部単位でまとめて、メールにてご提出ください。

3. 今後のスケジュール（予定）

- ・5月中旬～ 第1回部別経営会議
- ・9月中旬 各部、課シート作成依頼（上半期の進捗状況を記入）
- ・10月上旬～ 第2回部別経営会議
- ・11月下旬 総合計画審議会、行政改革懇談会（外部評価）
- ・翌1月上旬～ 新年度予算三役査定（評価結果を反映）
- ・翌4月上旬～ 各部、課シート作成依頼（最終評価結果を記入）

市民政策部 元気創造政策課
担当：

※部・課シート内の当該枠で示してある「◎記入箇所」欄に記述下さい。

平成27－31年度 品質目標マネジメントシート

○ ○ 部

総 括 表

平成31年4月

栗東市

目 次

1.	第五次栗東市総合計画後期基本計画・体系	1
2.	第七次行政改革大綱・体系	2
3.	品質目標マネジメントシート総括表【部局】	3
	Ⅰ. 市民政策部（元気創造政策課、秘書広報課、財政課、自治振興課、危機管理課）	
	Ⅱ. 総務部（総務課、税務課、人権政策課、ひだまりの家、総合窓口課）	
	Ⅲ. 福祉部（社会福祉課、保険年金課、障がい福祉課、長寿福祉課）	
	Ⅳ. 子ども・健康部（子ども発達支援課、子育て応援課、幼児課、健康増進課）	
	Ⅴ. 環境経済部（環境政策課、環境センター、農林課、商工観光労政課）	
	Ⅵ. 建設部（道路・河川課、土木管理課、交通政策課、国・県事業対策課、住宅課、都市計画課）	
	Ⅶ. 上下水道事業所（上下水道課）	
	Ⅷ. 教育委員会（教育総務課、学校給食共同調理場、学校教育課、人権教育課、生涯学習課、スポーツ・文化振興課、図書館）	
	Ⅸ. 議会事務局（議事課）	
	X. 会計課（会計課）	
	XI. その他の組織（監査委員事務局、農業委員会事務局）	
4.	品質目標マネジメントシート総括表【課】	8
	Ⅰ. Ⅰ-①. 元気創造政策課、Ⅰ-②. 秘書広報課、Ⅰ-③. 財政課、Ⅰ-④. 自治振興課、Ⅰ-⑤. 危機管理課（市民政策部）	
	Ⅱ. Ⅱ-①. 総務課、Ⅱ-②. 税務課、Ⅱ-③. 人権政策課、Ⅱ-④. ひだまりの家、Ⅱ-⑤. 総合窓口課（総務部）	
	Ⅲ. Ⅲ-①. 社会福祉課、Ⅲ-②. 保険年金課、Ⅲ-③. 障がい福祉課、Ⅲ-④. 長寿福祉課（福祉部）	
	Ⅳ. Ⅳ-①. 子ども発達支援課、Ⅳ-②. 子育て応援課、Ⅳ-③. 幼児課、Ⅳ-④. 健康増進課（子ども・健康部）	
	Ⅴ. Ⅴ-①. 環境政策課、Ⅴ-②. 環境センター、Ⅴ-③. 農林課、Ⅴ-④. 商工観光労政課（環境経済部）	
	Ⅵ. Ⅵ-①. 道路・河川課、Ⅵ-②. 土木管理課、Ⅵ-③. 交通政策課、Ⅵ-④. 国・県事業対策課、Ⅵ-⑤. 住宅課、Ⅵ-⑥. 都市計画課（建設部）	
	Ⅶ. Ⅶ-①. 上下水道事業課（上下水道事業所）	
	Ⅷ. Ⅷ-①. 教育総務課、Ⅷ-②. 学校給食共同調理場、Ⅷ-③. 学校教育課、Ⅷ-④. 人権教育課、Ⅷ-⑤. 生涯学習課、Ⅷ-⑥. スポーツ・文化振興課、Ⅷ-⑦. 図書館（教育委員会）	
	Ⅸ. Ⅸ-①. 議事課（議会事務局）	
	X. X-①. 会計課（会計課）	
	XI. XI-①. 監査委員事務局、XI-②. 農業委員会事務局（その他の組織）	

1. 第五次栗東市総合計画後期基本計画・体系

基本目標 1 安全・安心のまち

政策 1 一人ひとりが尊重され、誰もが参画できるまち

- 施策 NO. 1 人権を尊重するまちづくり
- 施策 NO. 2 平和活動を推進するまちづくり
- 施策 NO. 3 男女共同参画のまちづくり

政策 2 生涯を通じた健康づくりのまち

- 施策 NO. 4 健康増進・医療体制の整ったまちづくり
- 施策 NO. 5 食育のまちづくり
- 施策 NO. 6 生涯スポーツを推進するまちづくり

政策 3 安心を支える福祉を推進するまち

- 施策 NO. 7 地域で支えあう福祉のまちづくり
- 施策 NO. 8 高齢者が健やかに暮らせるまちづくり
- 施策 NO. 9 障がいのある人の自立と社会参加を促進するまちづくり
- 施策 NO. 10 子どもの健やかな育ちを支えあうまちづくり
- 施策 NO. 11 社会保障で安心して暮らせるまちづくり

政策 4 安全・安心に暮らせるまち

- 施策 NO. 12 災害に強いまちづくり
- 施策 NO. 13 防災・災害危機管理のまちづくり
- 施策 NO. 14 防犯のまちづくり
- 施策 NO. 15 交通安全のまちづくり
- 施策 NO. 16 消費者を守るまちづくり

基本目標 2 環境・創出のまち

政策 1 地球にやさしい環境を推進するまち

- 施策 NO. 17 地球環境問題解決に貢献するまちづくり
- 施策 NO. 18 資源循環型社会を推進するまちづくり

政策 2 快適で美しい生活環境のまち

- 施策 NO. 19 潤いのある緑にあふれたまちづくり
- 施策 NO. 20 住環境が整ったまちづくり
- 施策 NO. 21 美しい都市景観のまちづくり
- 施策 NO. 22 ライフラインが整ったまちづくり

政策 3 まちを支え、活力を創出する産業のまち

- 施策 NO. 23 新たな活力拠点を創出するまちづくり
- 施策 NO. 24 地域農業を育むまちづくり
- 施策 NO. 25 緑豊かな森林を生かしたまちづくり
- 施策 NO. 26 商工業の振興と就労推進のまちづくり
- 施策 NO. 27 地域に活力をもたらす産業創出のまちづくり

基本目標 3 愛着・交流のまち

政策 1 人が育ち、力を発揮できるまち

- 施策 NO. 28 生涯学習のまちづくり
- 施策 NO. 29 次代を担う子どもに「生きる力」を育むまちづくり

政策 2 個性を生かす地域文化のまち

- 施策 NO. 30 歴史や伝統文化の香り豊かなまちづくり
- 施策 NO. 31 市民文化や芸術活動を振興するまちづくり

政策 3 広域・近隣とのつながりを促進する交流のまち

- 施策 NO. 32 地域資源を活用した観光振興のまちづくり
- 施策 NO. 33 交流を支える基盤づくり

政策 4 多文化交流のまち

- 施策 NO. 34 多文化共生を推進するまちづくり

政策の実現に向けて

政策 1 市民主体、市民協働のまち

- 施策 NO. 35 地域コミュニティによるまちづくり
- 施策 NO. 36 市民活動が広がるまちづくり

政策 2 効率的で効果的な自治体運営

- 施策 NO. 37 効率的な行財政運営
- 施策 NO. 38 公正、確実な事務運営による行政サービスの品質向上

2. 第七次行政改革大綱・体系

重点事項 1. 市民参画と協働によるまちづくりの推進

（１）【意識の醸成】市民参画と協働によるまちづくりへの理解促進

- NO. 111 「市民参画と協働によるまちづくりの推進条例行動計画」の推進
- NO. 112 啓発・情報発信

（２）【行政への参画】PDCAサイクルの各段階での参画推進

- NO. 121 パブリックコメントや各種アンケート調査などによる市民意向の把握
- NO. 122 市民参画と協働によるまちづくりの進行管理

（３）【広聴制度の充実】積極的な情報共有と説明責任の徹底

- NO. 131 「市長のこんにちはトーク」、「市長と気軽に栗東まちづくり座談会」などの制度充実
- NO. 132 市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築
- NO. 133 市民意見を公開する制度の検討・実施

（４）【協働の実践】公共サービスの主体を育む協働事業の充実

- NO. 141 庁内各課による地域等への協働事業の参画呼び掛け・コーディネート
- NO. 142 大学や企業などとの多様な連携・コラボレーションの検討・実践
- NO. 143 協働事業制度の活用・充実

（５）【地域との協働の推進】地域主体のまちづくりに向けた環境整備

- NO. 151 地域活動補助金制度の再編・統合、交付金化の検討・実施
- NO. 152 自治連合会、地域振興協議会、コミセンの連携充実のための仕組みの検討・実施

（６）【プラス創造型改革】協働によるまちづくりを支える仕組みづくり

- NO. 161 「市民人材バンク」の仕組みづくり・運用
- NO. 162 NPOやボランティア団体、大学や企業等との連携・プラットフォームづくり
- NO. 163 中間支援組織・機能の充実
- NO. 164 大学包括協定など、積極的な大学連携への取り組み

重点事項 2. 地域資源とわがまち意識を育む行政運営

（１）【事務事業の見直し】栗東ならではのまちづくりの創造

- NO. 211 事務事業の見直し・再編（優先順位の決定）
- NO. 212 公共事業における投資的経費の節減
- NO. 213 国・県予算及び施策の要望

（２）【民間委託等の推進】新たなアウトソーシングの推進

- NO. 221 総合的・組織横断的なアウトソーシングの検討・実践
- NO. 222 公共施設等総合管理計画の策定、計画的な維持管理の実践
- NO. 223 広域計画（連携協約）など広域行政の推進

（３）【情報提供のあり方の見直し】市民へのきめ細かな情報提供・情報共有

- NO. 231 広報りっとうやホームページ等の充実、情報提供のあり方全体の見直し・実践
- NO. 232 グループウェアシステムを活用した積極的な情報共有

（４）【経費の削減】積極的なコスト管理の推進

- NO. 241 コストの見える化による事務改善の推進
- NO. 242 国・県等の補助制度の積極的な活用
- NO. 243 情報システム活用の最適化

（５）【人員の適正化】事務事業量と人員の適正化

- NO. 251 事務事業量の把握（栗東モデルの構築）
- NO. 252 組織の適正化の検討・実践

（６）【外郭団体のあり方見直し】経営効率化や整理統合の推進

- NO. 261 外郭団体等の経営効率化・整理統合

（７）【プラス創造型改革】栗東愛を育む創造的な行政運営

- NO. 271 地域資源活用ビジョンの策定・実践

- NO. 272 人口ビジョン・総合戦略の策定・実践

- NO. 273 市民のわがまち意識（シビックプライド）の醸成

- NO. 274 都市のブランド戦略の推進

- NO. 275 新産業創造イノベーションの推進

重点事項 3. 規律を遵守した堅実な財政運営

（１）【財政規律の確保】収支バランスのとれた財政運営

- NO. 311 財政運営の基本方針の策定
- NO. 312 総合計画と中長期財政見通し（特定事業）の一体的運用、「選択と集中」による予算配分の実施

（２）【歳入の確保】市民の暮らしを支える安定的な収入の確保

- NO. 321 トップセールスの展開、企業誘致の推進
- NO. 322 コンビニ収納などの払いやすい環境づくり、使用料等への拡大の検討
- NO. 323 ふるさと応援寄附金制度の活用に向けた記念品贈呈事業の再検討
- NO. 324 市有地の売却、未利用地の有効活用
- NO. 325 国・県等の補助制度の積極的な活用
- NO. 326 広告料収入等による財源確保
- NO. 327 税外債権の徴収率向上を図るための利用料金徴収条例等の検討・実践

（３）【歳出の削減】歳入に応じた適切な支出

- NO. 331 職員・市民のコスト意識の醸成
- NO. 332 公債費抑制のための目標設定、目標達成のルールづくり・実践
- NO. 333 公共施設等総合管理計画の策定、計画的な維持管理の実践
- NO. 334 公共事業における投資的経費の節減
- NO. 335 ライフサイクルコストを踏まえた公共工事の実施

（４）【プラス創造型改革】コスト意識を醸成する市民との協働

- NO. 341 予算・決算等の財務情報の市民にとって分かりやすい情報発信
- NO. 342 受益者負担や使用料、補助金・負担金の基準づくり・実践
- NO. 343 新産業創造イノベーションの推進

重点事項 4. 柔軟性のある組織体制に向けた風土改革

（１）【組織体制の整備】行政ニーズに対応できる柔軟な組織づくり

- NO. 411 事務事業量の把握（栗東モデルの構築）
- NO. 412 職員の士気を高める仕組みづくり
- NO. 413 職員の意欲と能力を踏まえた人員配置
- NO. 414 計画的な定員管理と専門職員の確保、職員の年齢構成バランスの確保
- NO. 415 組織改革・人事異動方針の決定プロセスの見直し・充実

（２）【人材の育成】意欲と能力を高める計画的な人材育成

- NO. 421 国・県との人事交流や外部人材登用の推進
- NO. 422 人材育成基本方針の見直し、計画的な職員研修を通じた職員の意識改革の推進
- NO. 423 意欲と能力を高める人事評価制度の導入・実践

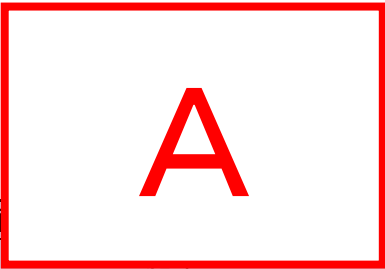
（３）【職場環境の活性化】コミュニケーション豊かな主体的な組織風土への改革

- NO. 431 庁内のナレッジマネジメントの構築・運用
- NO. 432 市長と職員、他部・他課とのコミュニケーションの強化・充実
- NO. 433 職員提案制度の充実、アイデアを施策に反映する仕組みづくり
- NO. 434 広域交流による情報交換

（４）【プラス創造型改革】行政への信頼感を育む市民との協働

- NO. 441 市民の意見や提案に関する情報のナレッジマネジメントの構築
- NO. 442 市民に分かりやすい組織目標の設定・目標管理、市民への情報発信
- NO. 443 総合計画の進行管理と目標管理を連動させた市民に分かりやすい行政評価手法（栗東モデル）の構築・実践

3. 品質目標マネジメントシート総括表【部局】



担当部局		部局長名	
------	--	------	--

I. 部局に関する総合計画等の内容

第五次総合計画 部局に関する内容		
基本政策		基本事業
記載済み	記載済み	記載済み
第七次行政改革大綱 重点項目、詳細項目（部局に関する内容）		
重点項目	詳細項目	
記載済み	記載済み	

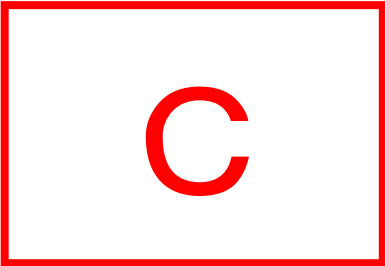
II. 部局に係る施政方針等

	所信表明等（部局に関する内容）	市民の要望・社会情勢・法改正・懸案事項等
H27	記載済み	記載済み
H28	記載済み	記載済み
H29	記載済み	記載済み
H30	記載済み	記載済み
H31	◎記入箇所	◎記入箇所

Ⅲ. 部局の基本方針

第五次総合計画					
	部局の基本方針（４月）	部局基本方針の評価（実績・課題等）			
		自己評価（９月末現在）	部別経営会議（１０月）	総合計画審議会（１２月）	最終自己評価（３月末現在）
H27	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H28	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H29	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H30	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 ◎記入箇所
H31	◎記入箇所	※10 月に記載	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載

第七次行政改革大綱					
	部局の基本方針（4 月）	部局基本方針の評価（実績・課題等）			
		自己評価（9 月末現在）	部別経営会議（10 月）	行政改革懇談会（12 月）	最終自己評価（3 月末現在）
H27	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H28	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H29	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H30	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 ◎記入箇所
H31	◎記入箇所	※10 月に記載	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載



IV. 部局が取り組む施策（第五次総合計画後期基本計画アウトカム指標の進行管理）

施策 NO.	施策名 (個別計画がある場合は記入)	主管	アウトカム指標												重点		
			指標	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度				
				現状値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値			
記載済み													—				
年度	当該年度の取り組み方針	自己評価（9 月末現在）						最終自己評価（3 月末現在）									
		達成度 (5 段階)	評価内容					達成度 (5 段階)	評価内容								
H29	※4 月に記載		※10 月に記載						※3 月に記載								
	記載済み																
H30	※4 月に記載		※10 月に記載						◎記入箇所								
	記載済み																
H31	※4 月に記載			※10 月に記載						※3 月に記載							
	◎記入箇所																

D

IV. 部局が取り組む詳細項目（第七次行政改革大綱・アウトカム指標の進行管理）

NO.	詳細項目名	主管	アウトカム指標												重点
			指標	平成 26 年 度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
				現状値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
記載済み													—	—	
年度	当該年度の取り組み方針		自己評価（9 月末現在）					自己評価（3 月末現在）							
			達成度 （5 段階）	評価内容				達成度 （5 段階）	評価内容						
H29	※4 月に記載			※10 月に記載					※3 月に記載						
	記載済み														
H30	※4 月に記載			※10 月に記載					※3 月に記載						
	記載済み						◎記入箇所								
H31	※4 月に記載			※10 月に記載					※3 月に記載						
	◎記入箇所														

E

4. 品質目標マネジメントシート総括表【課】

F

担当課		課長名	
-----	--	-----	--

I. 課に関する総合計画等の内容

第五次総合計画 施策		基本事業		業（課に関する内容）		事務事業		詳細事業			
記載済み		記載済み		記載済み		記載済み		記載済み			
第七次行政改革大綱 重点項目、詳細項目、改革項目（課に関する内容）											
重点項目				詳細項目				改革項目			
記載済み				記載済み				記載済み			

II. 課に関する施政方針等

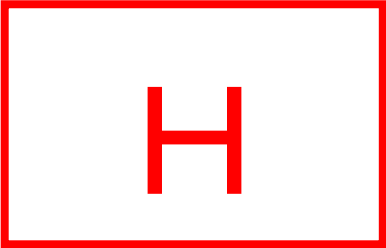
	施政方針等（課に関する内容）	市民の要望・社会情勢・法改正・懸案事項等	部局の基本方針（市民への公表）
H27	記載済み	記載済み	記載済み
H28	記載済み	記載済み	記載済み
H29	記載済み	記載済み	記載済み
H30	記載済み	記載済み	記載済み
H31	◎記入箇所		

Ⅲ. 施策実現に向けた課の基本方針

総合計画					
	施策実現に向けた課の基本方針（４月）	課の基本方針の評価（実績・課題等）			
		自己評価（９月末現在）	部別経営会議（１０月）	総合計画審議会（１２月）	最終自己評価（３月末現在）
H27	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H28	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H29	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 記載済み
H30	記載済み	※10 月に記載 記載済み	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載 ◎記入箇所
H31	◎記入箇所	※10 月に記載	※10 月に記載	※12 月に記載	※3 月に記載



行政改革大綱					
	施策実現に向けた課の基本方針（4月）	課の基本方針の評価（実績・課題等）			
		自己評価（9月末現在）	部別経営会議（10月）	行政改革懇談会（12月）	最終自己評価（3月末現在）
H27	記載済み	※10月に記載 記載済み	※10月に記載	※12月に記載	※3月に記載 記載済み
H28	記載済み	※10月に記載 記載済み	※10月に記載	※12月に記載	※2月に記載 記載済み
H29	記載済み	※10月に記載 記載済み	※10月に記載	※12月に記載	※3月に記載 記載済み
H30	記載済み	※10月に記載 記載済み	※10月に記載	※12月に記載	※3月に記載 ◎記入箇所
H31	◎記入箇所	※10月に記載	※10月に記載	※12月に記載	※3月に記載

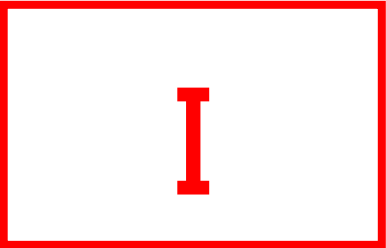


IV. 課が取り組む基本事業（第五次総合計画・後期基本計画アウトプット指標の進行管理）

施策 NO.	記載済み	基本事業名	記載済み
-----------	------	-------	------

※上記、基本事業に位置付けられる事務事業について記入

事務事業			予算額 (千円)	アウトプット指標										重点		
				指標	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度			平成 31 年度	
					現状値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値		目標値	実績値
				記載済み										◎記入箇所		
年度	基本事業推進における当該年度の取り組み方針			自己評価（9 月末現在）					最終自己評価（3 月末現在）							
				達成度 (5 段階)	評価内容				達成度 (5 段階)	事業成果→問題・課題→解決策・方針						
H29	上半期	記載済み														
	下半期															
H30	記載済み								◎記入箇所							
H31	◎記入箇所			※10 月に記載					※3 月に記載							



V. 課が取り組む改革項目（第七次行政改革大綱アウトプット指標の進行管理）

項目 No	改革項目	予算額 (千円)	アウトプット指標												重点
			指標	平成 26 年度	平成 27 年度		平成 28 年度		平成 29 年度		平成 30 年度		平成 31 年度		
				実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	目標値	実績値	
記載済み											◎記入箇所				
年度	当該年度の取り組み方針		自己評価（9 月末現在）						最終自己評価（3 月末現在）						
			達成度 (5 段階)	評価内容					達成度 (5 段階)	事業成果→問題・課題→解決策・方針					
H29	上半期	記載済み													
	下半期	記載済み													
H30			記載済み						※8 月に記載 ◎記入箇所						
H31	◎記入箇所			※10 月に記載						※3 月に記載					

目標進捗状況シート
平成31年度分

所属名

平成31年4月3日
総合調整会議 資料3

	A. 目標項目 (重点目標項目をベースに5項目程度とする)	B. どの水準まで (達成水準又は遂行後の状態等で、極力、定量的に測定できるもの)	C. どのような方法で (目標等を達成するまでの取組の内容等)	D. いつまでに (取組を行う期限又はスケジュールの概要等)	E. 計画および実績													F. 上半期の評価	
					月	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	どの水準まで達成したか	反省点・改善事項等
1					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
2					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
3					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
4					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
5					計画														
					実績														
					計画														
					実績														
					計画														
					実績														

【資料作成にあたっての留意事項】

1. H31品質目標マネジメントシート総括表（上期分）の作成

○別紙レイアウトで示す各ページの「記入箇所」に記述してください。

- ・ページ「A～E」 … 部単位で記入
- ・ページ「F～J」 … 課単位で記入
- ・ページ「C、E、H、J」は行政改革大綱の内容です。関係部課のみ記入してください。

○その他留意点

(全体)

- ・文章は「です・ます調」で統一してください。（過年度分は修正不要です。）

($\wedge$ - $\neg$ D、E、I、J)

- ・自己評価欄について、達成度（５段階）の評価基準は下表を参考にしてください。
（※部課内での判断基準にばらつきがないように留意してください。）
- ・達成度の判断が、数値等（定量的）によるものか、総合的な判断（定性的）によるものかを、５段階評価の欄に次の要領で記載してください。
【記載方法】 ・数値等による判断の場合 …「３（数）」 ・総合的な判断による場合 …「３（総）」

■達成度の判断基準表

達成度	達成度の度合い	定量的な場合の判断基準	定性的な場合の判断基準
5	当初設定した目標を著しく上回る成果をもって達成	達成水準に対して 120%以上の成果を挙げた	期待を大幅に上回る成果を挙げた
4	当初設定した目標を上回る成果をもって達成	達成水準に対して 100%超の成果を挙げた	期待を上回る成果を挙げた
3	当初設定した目標を概ね計画どおりに達成	達成水準どおり（100%）の成果を挙げた	ほぼ期待どおりの成果を挙げた
2	当初設定した目標を未達成	達成水準に対して 100%未満の場合	期待通りの成果に至らなかった
1	当初設定した目標を著しく未達成	達成水準に対して 80%未満の場合	期待を大幅に下回る結果となった

2. H31目標進捗状況シート（上期分）の作成

品質マネジメントシート総括表（課）に掲げられた今年度の取組み重点目標項目等をベースとして、

- ・主要な5項目（事業）程度を各課で抽出し、項目毎に下表の（A）に記入してください。
- ・当該項目の年間計画について、下表の（B）上段の計画欄に矢印「→」で図示して下さい。

日 報 計 画 表 平成30年度分		印 影 写																																																																																															
A. 目標項目 (重点目標項目をベースに目標項目とする)	B. どの水準まで (達成意思又は達成後の水準等、能力、定時に測定できるもの)	C. どのような方法で (目標等と達成するまでの手段の内容等)	D. いつまでに (期間ややり取り又はスケジュールの調整等)	E. 計画および実績	F. 上半期の評価																																																																																												
				<table border="1"> <tr> <th>月</th> <th>1</th> <th>2</th> <th>3</th> <th>4</th> <th>5</th> <th>6</th> <th>7</th> <th>8</th> <th>9</th> <th>10</th> <th>11</th> <th>12</th> </tr> <tr> <td>計画</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>計画</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> <tr> <td>実績</td> <td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td><td></td> </tr> </table>	月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	計画													実績													計画													実績													計画													実績													どの水準まで達成したか	反省会/改善会議等
月	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12																																																																																					
計画																																																																																																	
実績																																																																																																	
計画																																																																																																	
実績																																																																																																	
計画																																																																																																	
実績																																																																																																	